

第十九回国会
衆議院

地方行政委員會議録第五十四号

昭和二十九年四月三十日(金曜日)

午前十一時二十四分開議

出席委員

委員長 中井 一夫君

理事加藤 精三君 理事佐藤 親弘君

理事瀧尾 弘吉君 理事吉田 重延君

理事鈴木 幹雄君 理事門司 亮君

生田 宏一君 尾関 義一君

熊谷 憲一君 濱地 文平君

山本 友一君 床次 徳二君

藤田 義光君 阿部 五郎君

北山 愛郎君 大石ヨシエ君

中井徳次郎君

出席國務大臣 小坂善太郎君

出席府委員 齋藤 昇君

國家地方警 齋藤 昇君

國家地方警 齋藤 昇君

國家地方警 齋藤 昇君

國家地方警 齋藤 昇君

國家地方警 齋藤 昇君

國家地方警 齋藤 昇君

國家地方警 齋藤 昇君

國家地方警 齋藤 昇君

國家地方警 齋藤 昇君

國家地方警 齋藤 昇君

國家地方警 齋藤 昇君

國家地方警 齋藤 昇君

國家地方警 齋藤 昇君

國家地方警 齋藤 昇君

國家地方警 齋藤 昇君

國家地方警 齋藤 昇君

國家地方警 齋藤 昇君

國家地方警 齋藤 昇君

國家地方警 齋藤 昇君

國家地方警 齋藤 昇君

國家地方警 齋藤 昇君

國家地方警 齋藤 昇君

同日

警察法改正反対に関する請願外三件

(赤松勇君紹介)(第四六二八号)

都市警察存置に関する請願(只野直三郎君紹介)(第四六二九号)

選挙違反の連座制強化に関する請願(青木正君紹介)(第四六五五号)

同(大上君紹介)(第四七一五号)

同(原健三郎君紹介)(第四七一六号)

同(佐々木盛雄君紹介)(第四七一七号)

田野倉区及び小形山区の都留市合併反対に関する請願(平野力三君紹介)(第四六六六号)

同(大石ヨシエ君紹介)(第四七一八号)

タリーニング案に対する地方税軽減に関する請願(越智茂君紹介)(第四六八九号)

町村合併促進法の一部改正に関する請願(船田中君紹介)(第四六九〇号)

地方公務員の停年制強制反対に関する請願(大石ヨシエ君紹介)(第四七一四号)

発電施設ダム用地市町村の償却資産税に関する請願(大石ヨシエ君紹介)(第四七三二号)

の審査を本委員会に付託された。

本日の会議に付した事件

連合審査会開会に関する件

日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う地方税法の臨時特例に関する法律案(内閣提出第一六八号)

提出第一六八号)

警察法案(内閣提出第三二二号)

警察法の施行に伴う関係法令の整理に関する法律案(内閣提出第三二二号)

〇中村委員長 これより会議を開きます。

去る二十八日本委員会に付託されました日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う地方税法の臨時特例に関する法律案を議題とし、その提案理由の説明を聴取いたします。青木自治行政事務次官。

日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う地方税法の臨時特例に関する法律案

(この法律の目的)

第一条 この法律は、日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う地方税法の臨時特例に関する法律案

第一条 この法律は、日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う地方税法の臨時特例に関する法律案

第一条 この法律は、日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う地方税法の臨時特例に関する法律案

第一条 この法律は、日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う地方税法の臨時特例に関する法律案

第一条 この法律は、日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う地方税法の臨時特例に関する法律案

第一条 この法律は、日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う地方税法の臨時特例に関する法律案

第一条 この法律は、日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う地方税法の臨時特例に関する法律案

第一条 この法律は、日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う地方税法の臨時特例に関する法律案

第一条 この法律は、日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う地方税法の臨時特例に関する法律案

第一条 この法律は、日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う地方税法の臨時特例に関する法律案

第一条 この法律は、日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う地方税法の臨時特例に関する法律案

第一条 この法律は、日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う地方税法の臨時特例に関する法律案

第一条 この法律は、日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う地方税法の臨時特例に関する法律案

第一条 この法律は、日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う地方税法の臨時特例に関する法律案

第一条 この法律は、日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う地方税法の臨時特例に関する法律案

第一条 この法律は、日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う地方税法の臨時特例に関する法律案

第一条 この法律は、日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う地方税法の臨時特例に関する法律案

第一条 この法律は、日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う地方税法の臨時特例に関する法律案

第一条 この法律は、日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う地方税法の臨時特例に関する法律案

第一条 この法律は、日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う地方税法の臨時特例に関する法律案

第一条 この法律は、日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う地方税法の臨時特例に関する法律案

第一条 この法律は、日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う地方税法の臨時特例に関する法律案

第一条 この法律は、日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う地方税法の臨時特例に関する法律案

第一条 この法律は、日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う地方税法の臨時特例に関する法律案

第一条 この法律は、日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う地方税法の臨時特例に関する法律案

第一条 この法律は、日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う地方税法の臨時特例に関する法律案

第一条 この法律は、日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う地方税法の臨時特例に関する法律案

第一条 この法律は、日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う地方税法の臨時特例に関する法律案

第一条 この法律は、日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う地方税法の臨時特例に関する法律案

第一条 この法律は、日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う地方税法の臨時特例に関する法律案

第一条 この法律は、日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う地方税法の臨時特例に関する法律案

二 国際連合の軍隊 派遣国の陸軍、海軍又は空軍で国連軍協定

第一条に規定する国際連合の諸決議に従う行動に従事するために派遣されているものをいう。

三 国際連合の軍隊の構成員 国際連合の軍隊に属し、現に服役中の軍人で日本国内にある間におけるものをいう。

四 軍属 派遣国の国籍を有し、且つ、国際連合の軍隊に雇用され、これに勤務し、又はこれに随伴する文民で、日本国内にある間におけるものをいう。

五 家族 国際連合の軍隊の構成員又は軍属の配偶者及び二十一歳未満の子並びに父母及び二十歳以上の子のうちその生計費の二分の一以上を当該国際連合の軍隊の構成員又は軍属が負担するもので日本国内にある間におけるものをいう。

六 軍人用販売機関等 派遣国の歳出外資金により国際連合の軍隊の使用する施設内に設置された諸機関のうち国際連合の軍隊が公認し、且つ、規制するもので、国際連合の軍隊の構成員及び軍属並びにこれらの者の家族(以下「国際連合の軍隊の構成員等」という。)の利用に供されるものをいう。

第三条 国際連合の軍隊、国際連合

(地方税法の特例)

この法律は、国連軍協定の効力発生の日から施行し、同協定第二十一条4及び第二十二條4においてそ及

この法律は、国連軍協定の効力発生の日から施行し、同協定第二十一条4及び第二十二條4においてそ及

この法律は、国連軍協定の効力発生の日から施行し、同協定第二十一条4及び第二十二條4においてそ及

この法律は、国連軍協定の効力発生の日から施行し、同協定第二十一条4及び第二十二條4においてそ及

この法律は、国連軍協定の効力発生の日から施行し、同協定第二十一条4及び第二十二條4においてそ及

この法律は、国連軍協定の効力発生の日から施行し、同協定第二十一条4及び第二十二條4においてそ及

この法律は、国連軍協定の効力発生の日から施行し、同協定第二十一条4及び第二十二條4においてそ及

この法律は、国連軍協定の効力発生の日から施行し、同協定第二十一条4及び第二十二條4においてそ及

この法律は、国連軍協定の効力発生の日から施行し、同協定第二十一条4及び第二十二條4においてそ及

この法律は、国連軍協定の効力発生の日から施行し、同協定第二十一条4及び第二十二條4においてそ及

この法律は、国連軍協定の効力発生の日から施行し、同協定第二十一条4及び第二十二條4においてそ及

この法律は、国連軍協定の効力発生の日から施行し、同協定第二十一条4及び第二十二條4においてそ及

この法律は、国連軍協定の効力発生の日から施行し、同協定第二十一条4及び第二十二條4においてそ及

この法律は、国連軍協定の効力発生の日から施行し、同協定第二十一条4及び第二十二條4においてそ及

この法律は、国連軍協定の効力発生の日から施行し、同協定第二十一条4及び第二十二條4においてそ及

この法律は、国連軍協定の効力発生の日から施行し、同協定第二十一条4及び第二十二條4においてそ及

この法律は、国連軍協定の効力発生の日から施行し、同協定第二十一条4及び第二十二條4においてそ及

この法律は、国連軍協定の効力発生の日から施行し、同協定第二十一条4及び第二十二條4においてそ及

この法律は、国連軍協定の効力発生の日から施行し、同協定第二十一条4及び第二十二條4においてそ及

この法律は、国連軍協定の効力発生の日から施行し、同協定第二十一条4及び第二十二條4においてそ及

この法律は、国連軍協定の効力発生の日から施行し、同協定第二十一条4及び第二十二條4においてそ及

この法律は、国連軍協定の効力発生の日から施行し、同協定第二十一条4及び第二十二條4においてそ及

この法律は、国連軍協定の効力発生の日から施行し、同協定第二十一条4及び第二十二條4においてそ及

この法律は、国連軍協定の効力発生の日から施行し、同協定第二十一条4及び第二十二條4においてそ及

この法律は、国連軍協定の効力発生の日から施行し、同協定第二十一条4及び第二十二條4においてそ及

この法律は、国連軍協定の効力発生の日から施行し、同協定第二十一条4及び第二十二條4においてそ及

この法律は、国連軍協定の効力発生の日から施行し、同協定第二十一条4及び第二十二條4においてそ及

この法律は、国連軍協定の効力発生の日から施行し、同協定第二十一条4及び第二十二條4においてそ及

この法律は、国連軍協定の効力発生の日から施行し、同協定第二十一条4及び第二十二條4においてそ及

されないこととされる場合を除き、同協定の最初の署名の日又はその日の後六箇月以内に同協定第一条に規定する同協定の当事者となる国については、昭和二十七年四月二十八日から適用する。

○青木(正)政府委員　ただいま上程されました日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う地方税法の臨時特例に関する法律案につきまして、その提案の理由及び内容の概略を御説明申し上げます。

ける国際連合の軍隊の地位に関する協定が締結せられましたのに伴ひ、その実施の円滑を確保いたしますため、国際連合の軍隊等に対する地方税法の適用につきまして、特例を設ける必要がありますので、ここに本法律案を提出し、御審議をお願いすることとしたのであります。

以下、法律案の内容につきまして簡
単に御説明申し上げます。

まず概括的に申し上げまして、国際連合の軍隊等に対する地方税法の適用につきましては、日米行政協定の実施に伴う地方税法の臨時特例法における合衆国軍隊等に対する地方税法の特例の例によることにいたしましたのであります。

その一は、國際連合の軍隊が日本國においてする不動產の取得に對しては、不動產取得税を、國際連合の軍隊の所有する自動車、自転車、荷車及び固定資産に對しては、自動車税、自転車税及び固定資産税を、その使用に關する電気及びガスに對しては、電気ガス税をそれ／＼課さないこととした。

ております。

その二は、國際連合の軍隊の軍人、軍属及びこれらの家族が國際連合の軍隊の公認し、かつ、規制する軍人用販賣機關等の施設において遊興飲食する場合においては、その飲食の行為に對

しては、遊園飲食税を、これらの人々が使用する電気及びガスのうち派遣国がその料金を支払うべきものに対しては、電気ガス税を、また、これらの人が国際連合の軍隊に勤務することによつて得る所得のみを有する場合においては、道府県民税及び市町村民税を、それ／＼課さないこととしております。

その三は、軍人用販賣機關等が國際連合の軍隊の軍人、軍屬及びこれらの家族の利用に供するためのみに行う事業に對しては、事業税を、國際連合の軍隊の使用する施設内においてする本勤踰の取得に對しては、不勤踰取得税を、それ／＼課さないこととしたしております。

最後に國際連合の軍隊の軍人、軍醫等が個人として所有する自動車または自転車に対する自動車税及び自転車草率車税は、証紙によつて徴収することとし、納税の便宜をはかるとともに、なわけて徴税の確保を期することといふしたのであります。

以上が本法律案の提案の理由及び内容の概略であります。何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御可決あらんことを希望する次第でございます。

○中井委員長　ただいま政府より提案説明を聴取いたしました本案に対する質疑は後日適当な機会に行うことといたします。

○中井委員長　これより警察法案及公

警察法の施行に伴う関係法令の整理に
関する法律案の両案を一括して議題と
し、質疑を続行いたします。両案に対
する逐条質疑は、前会におきましては
第一章総則について行つたのでありけ
すが、まだ質疑が残つておるようで
ありますから、第一章総則について質
疑をお進め願います。北山君。

○北山委員　それでは第一章につきま
して二、三箇条にお尋ねをいたしま
す。

最初に、第一条に「公共の安全と秩序を維持するため」と書いてあります。この公共の秩序を維持するということは、この警察法の各条項にそうい

う文句が使われてゐるわけでありませうが、この秩序というものの意味でございしますが、これは言うまでもなく、平和な平静安寧の事態の保持というよう

思うのでありまして、いわゆる一定の社会経済秩序というような意味の、たとえば現在の制度は資本主義の経済社

が、そういう特定の段階におけるこの一般の社会経済の秩序を守る、こういう意味に解されてはならない。そうで

はなくて、**平靜安寧の事態**を守るのだ、これが警察の任務である、かように解するのが当然だと思ふのであります。が、その点について御説明をいたさ

たい。

○齋（昇）政府委員　ただいまの公衆の秩序を維持するという趣旨は、北山委員の御意見の通りと考えます。

○北山委員　今の問題はさように考へるのが当然だと思つてあります。たとえば共産黨の場合におきましても、共産主義そのものは秩序のために

は直接に警察の對象としては關係がない。ただそれがいわゆる暴力的な破壊的な方法でもつて勤王とする場合とのみ關係があるのであつて、警察の任務としては共產主義そのものを抑へるものではない、かように解してよろしいのでございませうか。

○齋藤(昇)政府委員 共產主義と公共

の秩序の關係につきましても、北山委員の御意見の通りでありまして、私といたしましてはたび／＼その御意見の

○北山委員 それからやはり第一条の中に「警察の管理と運営」という言葉が

でございます。この「管理と運営」についてはその他の各条にも「管理と運営」という言葉がございますが、これは逐条説明のときにも若干触れられております。

す。第一条にある管理、運営という言葉は各条を貫いて同じ意味で使われておるのであるか、あるいは第一条における管理、運営という言葉と、その外

の条項においては多少はその意味が違
うのか。管理といえば内部的なコン
ロールである、運営というのは執行部
の面であるというふうな説明があ

たのでありますが、第一条の管理、運営という意味はその他の各条を貫くものであるか、その点御説明願いたい。

○齋藤昇政府委員 管理と運営の語

味につきましても御意見の通りでありまして、本法案中各所に使っておりますのも同様の趣旨でございます。

すが、秩序ということがあります。それを、秩序と安全と秩序を守るという警察の目的からしまして、当面する警察の目的からしまして、新しい警察法が提案を勢に応じて、新しい警察法が提案を

れたい。さういふに倣してゐるのでは
ありませんが、政府といたしましては、現在
の日本の国内における公共の秩序といふ
うものは、いい方向に向つておると思
うか、あるいは悪い方向に向つておる
か、その点を伺いたい。

○齋藤 昇 政府委員　日本の公共の秩
序という面から考えますと、一口に通

常治安の情勢といふやうな言葉で表現したしており、終戦後の国民の虚脱状態のころに見られました無秩序

のようないつわりの策に平常の状況によつて参りました。さような意味から申しますと終戦直後よりも公共の秩序の維持されておる状況がよくなつて来

てある。かように考えられるので、こ
います。しかし今日の国際間に置かれ
ました日本の地位、日本の経済状況、
これも国際関係と緊密に影響を持つ

でありますが、それらを考えます場合に、今後さらに／＼秩序の状況がよくなることを念願いたすのであります。が、しかし必ずしもこのようになるか

どうか、これらは一般の国際状況、国内状況とも関係いたしますので、将事のことにつきましてははつきりと断言はいたしかねるのでございます。今日

○北山委員　ただいまの答弁を要約し、
までといたしました。は大体良好な状
に、向いつつあるものと申し上げられ
と思ひます。

たしますと、日本の現在の秩序というものがさらに悪い方向に向うという危険は、国際関係からいたしまして、終戦上の変動が起るかもしれない、そこ

に一つ社会不安が起り、そこから秩序の維持が困難になつて来る、その他の点につきましては、秩序は良好になりつつあるように思う、こういう御答へ

のようでありませう。それでさらに秩序に關してお尋ねしますが、本年の初めに來問題となつております例の政、財界の汚職あるいは疑獄というものは、問題とするに政界の腐敗というものが國民の面前にある程度明らかになつておるようでありませう。これが國民の民心に悪い影響を及ぼすことは明らかだと思つておりますが、このために公共の秩序が悪くなるのではないかと、かように政府側として、あるいは警察担当者としてお考えになつておるかどうか、あるいはこの汚職、疑獄というものの民心に及ぼす影響を何らかの形で御調査なさつていらつしやるかどうか、この点をお伺いしたいと思います。

○齋藤(昇)政府委員 いろいろな汚職問題が何といふか、漠然と流布されておられます。検査が真剣に今捜査をいたしておるという状態から、國民が検査官を信頼しております今日におきましては、この汚職がほんとうに解明され、その結果によりまして今後こういう風潮が是正せられるであろう、かような期待を持つておるのではなからうかと考えております。

○北山委員 どちらかといへば経済的な変動であるとか、政界の問題であるとか、そういうことから社会不安というものが起り、公共の秩序の危険が増大して来るのであります。それを警察の権力によつて押えるということがはたして可能であるか、あるいは適當であるか、これについての内閣當局の見解をお伺いしたい。

○齋藤(昇)政府委員 各種の政治経済状況から参ります。そういう秩序に対する國民の不安というものは、警察権力だけで押えられるものではござ

いませう。この本来のものをよくして行くといふことが肝要であると思ひますが、しかしこの間に秩序を乱すような事柄が起つて参りますれば、警察といたしましてはやはりどこまでも秩序を維持するように専念しなければならぬものと考えております。

○北山委員 この問題はあの二重橋事件などの例をとつてみても、あの問題が将来改善をされ、ああいうことがないようにするといふ処置は、もちろん警察のやり方を改善することもあるであらうが、結局あの二重橋の修理であるとか、あるいは設備を改善するとかいふことが並行して行われなければならぬといふ案例をもつてしましても、これは警察権力によつて、こういうふうな原因で起るものとこの公共の秩序の危険といふものを押えることは適當でないといふことは、政府としても十分お考えを願ひなければならぬ点だと考えるのであります。警察は、この点は他の経済政策なりあるいは社会政策なり、そういうものが並行して行われなければ、ともすれば警察権力にのみ秩序の維持をまかせる、あるいはそれに依存するといふようなことになつて行くといふことを、特に強く警告を申し上げたいのであります。

次に第三條であります。第三條は宣誓の問題、この宣誓の中に「日本國憲法及び法律を擁護し」と書いてあります。従つて警察職員が憲法の第九條あるいは前文で明示しております軍備の放棄と関連して、職員が再軍備反対といふような思想を持ち、それは憲法に矛盾しないばかりでなく、日

本の憲法を擁護することにならうかと思ひますが、警察職員がもしさうな行動をやつた場合には、この宣誓にかなうものと考えてよろしいかどうか。これは念のために伺ひしておきます。

○齋藤(昇)政府委員 ただいまの再軍備問題といふような問題につきましても、警察官といひしても思想の自由はございませうし、また言論の自由もございませう。従つてそれらの意見を表明することは何らさしつかへはございませう。ただ再軍備問題のみに限りませんが、政治的に熱狂いたしまして、特殊の主張を通すために政治的な運動になるといふような事柄になりまします。これは警察官の本分に反すると思ひます。再軍備問題のみでございませう。一般の政治的行動といふものにつきましても、警察官の本分としておのずから守られるべき限度が存在するわけではございませう。

○北山委員 警察官の本分と云うのですが、それは言ひまでもなく地方公務員法なりあるいはこの警察法なりに掲げてある政治活動の制限という、その制限の範圍内においてはもろろん許されるというふうな、当然これは解釈されるところでございませう。

最後に、この条文の問題ではございませうが念のために伺ひしておきたいのです。齋藤同警察局長は四月十三日の都道府県議長会の会合に臨みまして、この警察法の審議についての説明の際に、府県の警察本部長なりあるいは警察庁長官の任免権とか、あるいは大都市警察といふような問題については、根本的な修正を加えるといふことは、絶対に応じられないといふような

意味のことを言つたと報道されておるのであります。そういうようなことをその会合においてお話になつたかどうか、これをお伺いします。

○齋藤(昇)政府委員 都道府県議長会の際に、警察法の国会の審議の状況及び重要なポイントについて話をしておきたいといふ点がございまして、それから今問題になつておりますのは大都市の問題と、それから府県警察長の任免権の問題が一番重要な問題として論議せられておると考えるといふことで、これらにつきましても政府の原案の、何ゆゑに任免権はかようにしたか、何ゆゑに大都市を認めないで府県一本にしたかといふ理由を簡略に申し上げたのであります。

○北山委員 そうしますと、ただいまお話を申し上げたような根本的な修正を加えることには絶対に応じられないといふようなことは、お話にならないか。つたのでございませう。

○齋藤(昇)政府委員 私はそういう会合で、絶対に応じられるとか応じられないとか言ふ立場ではございませう。さういふ用語は使つておられないつもりでございませう。

たかもしれませんが、立法論としてできるのじやないか。統治権に基くような警察は、府県警察にしても、そうでない行政警察に属するようなもの、立法論として市町村に持たしてもいいじやないか。こういうことを言われております。第一段のいわゆる警察の権能といふものは、本来國の統治権に基く作用だと言つておりますが、一体日本國の統治権といふものはどこに所屬しているのか、大臣はこの齋藤君の答弁をそのまま承認されるかどうかといふことを、私はこの機会にまず聞いておきたいと思ひます。

○小坂國務大臣 國が統治作用を行うといふことは、統治権といふ言葉を使ふ使われないは別として、これは一般に認識されることであると思ひます。同じ意味で主権であるとか國權であるとかいふような言葉が用いられるのであります。舊憲法の場合は統治権といふのは天皇に屬するものであります。新憲法では統治権といふ語を用いておられます。従つて統治権といふ言葉が何か非常に旧憲法的な思想のようであるかと思ひますが、主権または國權と稱して、國民に主権が存するものとしてゐるの、これが言ひまでもなく新憲法の理念でございませう。従つて國民が統治権の源泉である、こういふことなんです。統治権といふ言葉を使ひません。國がある以上統治作用といふものは當然にある。その統治作用は國民に淵源する。これが主権が國民にある、こういう表現になつた。こういうことだと思ひます。

○門司委員 今大臣はまことに巧妙な答弁をされましたが、もし大臣の言

ように、旧憲法における統治権、あるいは通称統治権という言葉の使われておりますのは、いわゆる統治権者と被統治権者との場合に統治権という言葉が出て参るのではありません。従つて今日の日本の憲法には主権在民というものが明確に書かれて、統治権という言葉が用ゐられておられません。今の大臣の言葉で言うならば、やはり国の統治権は国民にあるというように、今日統治権に出て来なければならぬ。今日統治権という言葉を使つておられますのは、たとへば占領統治であるとか、あるいは委任統治であるとかいう言葉は国際的に使われております。この場合はいづれも統治する者と統治を受ける者との関連性がここに生れて参つております。いわゆるその国の国民がその国の統治権がなく、他に持つて行かれて國際的に使われております。従来の日本の国の統治権というものは、先ほどお話をあつたように、天皇がこれを持つておつた。いわゆる天皇の大権というものは何ものにも優先しておつた。ある場合においては憲法にもこれが優先するという形がとられた。旧憲法時代にはこういう言葉はある程度当てはまるかと思つて、現行の主権在民になつておられます場合に、国の統治権の作用というように言葉は、一休正しい民主主義の言葉であるかどうか。この第一條には、民主主義の理念に基いて、こう書いてある。一休民主主義の理念とは何であるか。もし大臣の先ほどのような、主権は国民にあるから、従つて統治権というものの作用はやはりそういう意味から来るのだというやうなあいまいな答弁だとするならば、この場合、警察行政というものはやはりその主権を持つておる国民に由来するものである。国民に由来するといふことになつて参りますならば、それは警察法の明文に書いてあるのが、やはりそういうことが当てはまるのではないか、こういうふうに私は解釈する。だからこの統治権という問題について今の答弁だけでは、私はこの警察法全体を見て非常におかしう考へる。警察法の言つておられますように、主権が従来国にある、統治権者というものがいかにもはかにかゝるかのような表現で表わしておる場合には、こういう國家警察的のものが一応考えられる。しかし今の大臣の御答弁のように、国民にその主権があるといふことは、当然使えない言葉である。どこまでも社會の秩序を維持するといふことで事は足りているのじやないか。統治権という言葉は、明らかに統治権者と被統治権者の間における言葉だと私は考へるが、大臣はその点をどう考へておられますか。

○小坂國務大臣 民主主義の理念というものは、言うまでもなく民主主義の立場を根本とする考へ方でありまして、憲法にいうところの、國政が國民に由來し、國民の信託によつて行われるべきものであるといふことでございませうが、このことは、何も統治権というものはない、統治作用というものはないといふことではないのであります。國民が統治権の淵源である、そういう考へ方でありまして、國民自身を統治権の主体とする、こういうことなのであります。今のお話のように、統治権という言葉を使えば、一方に統治者

と被統治者というものがあつたといふことを前提にするといふふうにお考へになります。現行憲法におきましては、國民みづからが統治者なのであります。統治権の淵源でありますから、統治権という言葉は決してあなたのおつしやるやうな意味といふふうにお考へることはしない。そういう考へ方は少し行き過ぎといひますか、事を歪曲する考へ方のように私も思ふに受けとれる。現に學者でも、田上賴治氏のごとき有数の憲法學者は、統治権という言葉を使つておられます。

○門司委員 統治権というものの解釈は、やはり統治権といつておられます以上は、統治権者と被統治権者が當然なればならないと私は考へる。ただそれは言葉のあやその他で、國民全体が統治権を持つておるのだという解釈をするといふのは、あるいはできないことでもないかもしれない。國民全体が持つておるのだ、従つてそうなつて参りますならば、警察権の作用というものは國民に由來するものでなければならぬといふことになつて参ります。結局警察権でなければならぬといふ理念が私は出て来ると思つて、いわゆる行政府であります政府が一切の警察権を握らなければ責任の所在が明確にならないから、握るのだといふもの考へ方、ちやうど警察の言葉の考へ方に、統治権の作用だから、これは政府が握るべきだといふ考へ方は、古い思想のもとに考へればそういうことが考へられる。警察法の言葉をそのままとつて警察法を見れば、なるほどその通りだとよくわかる。ところが、國民の連帶的責任において國の統治はやるのだといふ考へ方から来ると、この警察

法は少しおかしいと私は思ふ。どう考へても考へられない。それで一応統治権の問題を聞いたのでありますが、なお一言統治権の問題で聞いておきたいと思ひますことは、國權の最高機關は国会であります。従つて日本における最高の機關といふものは国会でなければならぬことは當然であります。従つて現行警察法におきましても、警察行政に對しましては、最高機關でできた公安委員會が大臣に當るようになりましてある。何ゆゑに行政府でありましても政府の大臣をこの委員長にしなければならぬか。もし國民に主権があつて、國民に全体の総合的責任の上に統治権があるとするならば、國權の最高機關である國會の選定した公安委員會がこれを運営管理するといふことが當然でなければならぬ。何ゆゑに一體總理大臣が任命する大臣がこの中に加つていなければならぬか。この点私は明確にならない。この点についてもう一度大臣から御答弁を願ひたい。

○小坂國務大臣 統治権という言葉は先ほどの答弁において尽きていと思ひますし、また質問もその点についてはお触れにならないようですが、もう一度申し上げておきます。

統治権というものは、これは國が存在する以上、あるものであります。その統治権の主体がだれであるか、客体がだれであるか、こういうことだと思ひます。旧憲法下においては、國民が統治権の客体であつたわけでありまして、新憲法下においては、國民そのものが統治権の主体である。だから統治権という言葉があるからといって、非常に——何といひますか、専制政治的なものを意圖しているやうな物の考へ方は、これは當らぬと私は思ひます。田上教授のお話も聞きました。ここに我妻教授の新法律學辭典がございまして、ここに統治権といふものがございまして、統治権とは「國民及び國土を支配する權利。固有・不可分の權利で、國家概念の要素と説かれる。主権と呼ばれることもある。このやうなやうに書いてございませう。ですから、統治権という言葉は現在使うことは誤りであるといふやうな御議論は私は無用であると思つておられます。

さらに國務大臣が委員長になるのは何ゆゑかといふことでありますが、しばしば申し上げたのでございませうが、それこそ民主主義の理念に基きまして、内閣といふものは、國民の選びましたものをさらに國會において選舉してつくれる。その内閣が行政権を行使するのであります。これは政府が國會に對して責任を負う。國會に對して責任を負う以上、國務大臣が行政委員會の委員長になることは少しも矛盾はない。のみならず、私はむしろよい意味において、國務大臣が國家公安委員會の委員長であつてお互ひに始終接觸することによりまして、その間に意思の疎通がはかれる。しかも國務大臣は、ことに表決権を持たないで、採決権だけある、こうした關係でございませう。大臣といふものは國民から選離したものである、あるいは先ほど統治者であるやうなお話がございまして、そういう考へは持つておられません。大臣みづからが國民の代表である、こういう氣持でおります。

○門司委員 そうなつて参りますと、

地方自治の推進ということは、今提案されております警察法では、どこで地方自治の推進をされようとするのか。この点をもう一つお聞かせ願いたいと思います。

○齋藤(昇)政府委員 この点は府県警察についてたび／＼申し上げておりますように、現在は国家地方警察の面におきましては、全然自治的色彩はございません。それを都市警察と一緒にいたしまして府県の自治警察という面を表わしたのであります。都市の面から見ますと同じ自治警察でありまして、今度は国に従属する点がございします。が、国家地方警察の面から見ますと、自治の方が非常に推進されたという形になるわけであります。が、警察全体といたしまして自治というものものを非常に尊重して取入れておるのであります。

○門司委員 自治を尊重なさるというなら、それならもう一ぺんもにもどりますが、先ほどの御答弁のように国の統治権に基くものであるという考え方から来る。さらに警察制度はその統治権の作用であるということになつて参りますと、従来の警察行政というものは、国の統治権に属するものだとしようように解釈してよろしうございしますか。

○齋藤(昇)政府委員 今日、警察法も、今御審議を願つております警察法案も、この点には何らかわりはございません。

○門司委員 そうだといたしますなら、この警察法は明らかに国の統治権に属する警察権の作用であるということになつて参りますと、府県自治警察といつても、これは機関委任の形であると解釈してよろしうございします。

か。

○齋藤(昇)政府委員 団体委任だと考
えております。

○門司委員 私は大体団体委任だとは
考えられないのであります。少くとも
今のお話のように、統治権はむしろ国
民全体の総合的責任の上において国に
あるというように一応考え、そうして
警察権はその統治権の一つの作用であ
るということになれば、明らかに国家
事務であるというように解釈すること
が私は正しいと思う。従つてこれを府
県警察にするということは、一応機関
委任の形でなければならぬのであり
ます。私は少くともこれが団体委任の
形ではないというように解釈する。ど
ういうことで齋藤君はそういうことを
言うのか。従つて本部長は国家公務員
であり、さらに警視正までが国家公務
員であります。明らかにこれは機関委
任の形以外に私には考えられない。団
体委任の形ではないと考えられる。

○齋藤(昇)政府委員 機関委任であり
ますならば、その機関の組織の構成
等につきましては、すべて法律あるい
はそれに基く政令で行わるべきもの
であらうと考えるのであります。府
県警察につきましても、先般も申し上
げましたように、国で留保いたしてお
りますもの以外は一切府県の条例に
まかせまして、府県の自主的な考えの
もとで、その府県警察の組織も府県の
自由な意思できめていただく、かよう
にいたしておるのであります。この点
が機関委任と団体委任の相違であらう
と考えております。

○門司委員 今齋藤君は条例にまかせ
ると言っておりますが、府県の条例に
まかせるものは一体何であるか。府県

の条例にまかせる範囲というものは、
おそろくきわめて少くして、そして枝
葉末節のことである。しかも警察制度
の最高の機関である本部長及び警視正
というようなのは国家公務員である
ことは間違いない。それらの諸君は
地方の条例では左右はされません。同
時に警察の制度というものは、この警
察法を讀んでみますれば、——こ
れは次の五条で議論すべきものである
と思ひますが、五条をずつと讀んで
参りますならば、明らかに警察職員
の任用その他についてもやはり国がさ
しずをするようになつておる。府県は
単に費用を負担する関係から、平つた
く言えば、公安条例程度のものはある
いは府県にまかせられるかもしれない
が、それ以上のことは私はなかく、府
県の条例だけでは簡単にやれないと思
う。同時に先ほどから申し上げてお
りますように、国が命令した国家公務員
であつても、これが機関委任でない
と言えるかどうか。しかもそれは明らか
に首脳部である。警察行政を握つてお
る首脳部が国家公務員であつて、これ
が機関として入つてゐる以上は、明ら
かに機関委任に間違いはないと思ふ。
これが団体委任ということで行つて、
真に現行警察法の本文と同じ意味だと
いうのなら、私は地方にすべてが委譲
されるべきであると思ふ。それなら一応
団体委任の形で私は受取ることができ
る。これを団体委任であるとは私はど
うしても受取れない。もう少しはつき
り団体委任と機関委任の形を示してお
いてもらいたい。

○齋藤(昇)政府委員 これが団体委任
でありますことは、法律の体裁から見
ましても、先ほど申しましたように、
府県警察の組織あるいは人事管理等に
つきまして、すべて府県の条例にまか
せておるのであります。必要な最小限
度は法律で規定してゐる面がありませ
うが、しかし原則は府県の条例にまかせ
ておるのであります。ただいま仰せ
になりました公安条例のごときは、別
の系統に属する条例でございます。こ
の系統に属する条例でございまして、
府県警察をいかに組織する
か、府県の警察本部の部課の組織をど
うするか、署をどこにどういうぐあ
いに置くか、あるいは人事、給与その他
はすべて府県の条例であるわけであり
ます。警察の事務は府県に団体委任を
いたしまして、国の官吏は、府県の委
任事務となつた、団体に委任されたそ
の事務を執行するために、地方の職員
として入るというわけでありまして、
府県の機関に仕事をやらせるというの
ではないのでございませう。

○門司委員 今の御答弁でございま
すが、私は少くとも先ほどから申し上げ
ておりますように、県がこれを行うと
いうように言われておりますが、警察
の所在地をどうするかという必要であ
ることは間違いないのであります。こ
れよりも重要なことはいわゆる人事
の管理であります。人事の管理は、人
事権というものを国家公務員である本
部長が握つてゐることは間違いない
と思ふ。これ以上は警察の通常の
組織の構成である。私は警察の組織
の構成の最も重大なことはやはり人事
権でなければならぬと考へられるの
であります。それは何れも申し上げて
おりますので申し上げますが、警察

自他人事権というものが一番重大な問
題であるからである。従つて今提案さ
れておるこの警察法的一条の中
には「警察の管理と運営を保障し」と
いう文字を使つておられますが、現行
警察法には「この法律において行政管
理とは」とある。この法律において運
営管理とは」ということでそれが一応
明確に規定されてゐる。そして人事管
理の文面にはつきり現われて来ている。
ところが今度の新警察法にはそのこと
がただ「管理と運営」という文字しか
使つていない。ここに私はごまかしが
あると思ふ。齋藤君の言うように
きりしておるなら、なぜこの問題をも
う少しはつきりしないか。人事管理と
いうものをだれがやるのか。府県の人
事管理というものは国家公務員がやる
ことは間違いない。だからもし一応
団体に委任しておるというのならば、
これは明らかに一つの機関そのまが
委任されてゐるのである。府県が自由
に警察制度というものを法律の範囲内
でこしらへることはできないのであ
る。人事権を持つてゐるわけではない
のである。国の出先機関であるとい
うことは間違いないのである。これ
はどうしても私は今の齋藤君の答弁だ
けでは承認することはできません。し
かしこれも押問答しておつてもしよ
うが、それ以上は、次に聞いておきた
と思ひます。これは、さつき申し上げ
ましたように、「警察の管理と運営を
保障し」と書いてあります。一体
この法律で言つておられます「管理と運
営」というものは一体何をさしてお
るのか、この点をひとつ明瞭にしてお
いていただきたい。

○柴田(達)政府委員 第一条におきま
して、「管理と運営」という言葉を使つ
ておるのでございませう。これは逐条説
明のときにも申し上げたのであります
が、警察の管理とは、警察に對します
るところの一つの機能を内面的に見ま
して、これを内面的にコントロールす
るというように申し上げました。現行
法の前文に例をとりますれば、警察
権というものの主体が国民に属する、
国民に属する民主的權威の組織を確立
する、こういう氣持でございませう。そ
れから運営の方は外部に對しますると
ころの警察活動を意味するようになら
うに使つておるのであります。現行法の
前文におきましても、警察の運営を民
主化する、運営自体、働きの主体を民
主化するという精神が現れておるので
あります。それで先ほどお尋ねがご
さいました現行法の方には、第二条に
行政の管理と運営管理というふうにお
けてありますが、これは行政について
管理、運営についても管理、つまりその
作用について管理の面をさらに二つに
わけまして、行政的な作用と運営的な
作用に分けてゐるのであります。こ
の法案の管理と運営は現行法の行政管
理と運営管理の区別とは違つてござ
いませう。

○門司委員 私も違ふのだと思ふから
その説明を聞きたいのです。どうい
うふうに違ひますか。

○柴田(達)政府委員 この法案の中に
おきまして、この管理と運営がどうい
うところに現れてゐるかというお尋
ねであるかと思ふのであります。

第一の場合にはただ見方といたしま
して、機能自体を内面的に見るか、あ
るいは外部に對する働きの上から見

それから府県警察の性格につきましても数々のお尋ねがあるのでございますが、しばし御答弁がございましたが、できるだけ自主的な性格を与えらるゝことにございまして、予算その他の審議を通じて、県議会を通じて府県民から公正なる批判を受ける、こういうことにつきましても、民主的な理念を基調とする警察の管理と運営を保障するという重要な点であらうかと存ずるのであります。

るとするならば、もう少し詳しく聞かないと、私どもにはさつき申しましたような疑いが出て来る。行政管理局がある場合については、府県住民の民主的な批判あるいは監視の届くところだというような御答弁が今ありましたけれども、実際上の人事権というものは上の方の人事権が下にないのであつて、しかも国家公務員である諸君がすべての人事権を握つてゐるのである。私は必ずしも住民の批判とかなんとかい

県市町村も何ら干渉がでなかつたのでありますが、これが警察長及び警視正以上の者につきましては、なるほど中央の任命にはなりましたが、しかし権限の公安委員会も懲戒罷免の勧告の権限も持ち、また府県の警察本部長が自分の部下を任免する際に公安委員会の意見を聞かなければならぬ。また任免だけでなくしに、給与その他一切の人事管理の点につきましては中央に法律によつて留保されておる以外はすべて

治警察ともつかないぬえ的なものになければ警察行政というものが日本において是非常に困難であるということ、齋藤君自身がよく知つてゐると思ふ。もしこれができなぐて府県単位のも完全なる自治体警察になれば、これはアメリカのFBIというようなものをこしらえなければ警察の完全行政は行われない。これがいいか悪いかといふことは、日本の国では考えられるが、いわゆる国家の犯罪といふか、あるい

である。しかしそれを先ほどから申し上げましたように、能率的にも経済的にも維持することのできないう部分がたたくさ出て来るのである。もしも国家的犯罪その他を取締ることのための行政の責任が内閣にあるとすれば、やはり内閣総理大臣の所轄とともに行政委員会を組織して、その行政委員会の運営管理のもとに、あるいは行政管理局の運営のもとに国家地方警察というものをつくることがいいと思うことが、私は現行法の建前であると思う。このことは、日

七

勸告することができるといふ条文があるからといって、それだけで住民の監視という言葉は当てはまらないと思ふ。「ここに『民主的理念』という言葉と、さらにこれから発展して参ります前段の『公共の安全と秩序を維持するため』と、こう書いてある。従つて私が今度聞かうと思ふことは、『公共の安全と秩序を維持するため』といふことと、現行地方自治法の二条の三項との関連性であります。この関連性を一体どうお考えになつておられるか、一応説明をしておいていただきます。

○齋藤(喜)政府委員 地方自治法の二条と、警察法のこの公共の安全、秩序維持との関係はどう考えるべきかというお尋ねでございますが、私は文字の趣旨は大してかわらぬであらうと存じます。警察法に用いておられますのは、この警察はこういふ目的及びこういふ責務を持つた警察官というもので公共の安全、秩序を維持するという立て方でございます。地方自治法にありますが、これはもつと広く、自治体の公共事務をも含めて、住民の秩序、安全の保持をはかる責務があるというように書かれてあるのであります。しからば地方自治法の第二条だけで、警察組織が法律に基づかずに立つてくれるかという、そうではないのであります。警察法に言う警察を持つためには、警察法というもので規定されなければならぬ、かように考えておるのであります。

○門司委員 今の答弁ではちよつとおかしいです。警察法を持つた持たぬかということは、新しい法律で定められることはわかり切つておるのである。従つてわれ／＼が考えておりますのは、この地方自治法の第二条の三項を完全に遂行するというためには、やはり警察法もこれに合せれば、現行警察法のように、地方の自治体が警察を持つて行くという能力が一応正しいのではないかと、いふようにわれ／＼には考えられるのである。広い意味であることではあります。広い意味であることには間違ひはないのであります。いふやうゆる今日の行政警察の面というものは主としてやはり地方の自治体の長の持つております権限等に非常に密接な関係を持つておられて、市長あるいは町村長の持つておる権限というものと、行政警察の範囲というものは、ほとんど似通つた範囲にできているのであります。従つて警察制度自身も、私もから考えるならば、これは当然地方の自治警察、いわゆる市町村を中心とした自治警察が正しいというように一応考えざるを得ないのであります。今の齋藤君の答弁ではどうもその点が私には納得が行かないのであります。それから同時にこの問題で私がもう一つ第一条の観点から総合的に一応聞いておきたいと思ふことは、今申し上げましたように、公共の安全と秩序を維持することのために、やはり自治法にも書いてありますように、これは法律で義務づけられた地方自治体の一つの仕事であるというところは間違ひがないのであります。従つてその中に含まれる警察制度というもののつては、その運営の面、いわゆる外部の面に対しても多少国家的色彩を持つものがあり、地方の自治体にもこれをそのまま適用するかどうかという点については、多少の問題

が残るでありまして、少くともこの自治法の観点から申し上げて参りますならば、この警察法というものの自体は、やはりこの前文にも書かれており、また「地方公共団体における民主的にして能率的な行政の確保を図るとともに、地方公共団体の健全な発達を保障することを目的とする」といふことが現行地方自治法第一条の後段に書いてありますが、そういうことが自治法第一条の後段に書かれるといふことは、この範囲には広汎な警察行政というものも含まれておるのじやないか、そして第二条三項はそれを受けて立つておる一つの条文ではないか、こういうふうに私は解釈する。従つて今日の地方自治法の観点から申し上げて参りますならば、この第一条はあくまでも現行警察法の前文をそのままここに趣旨として書くことが、どう考えても正しい書き方であるというように私は解釈するのであるが、当局はこの自治法の第一条の後段に書かれておるものと、この新しい警察法の第一条との関連性についてどうお考えになるか、その点をもう一応聞いておきたいと思ひます。

○齋藤(喜)政府委員 市町村が警察を持たないといふことになつた場合に、地方自治法第一条後段の目的を著しく阻害して、この第一条違反になるじやないかという御趣旨であらうと思ふのであります。政府がいたしましてはさういふことは考えておりません。もししかりといふならば、今日の五千以下の町村は、この第一条によつて健全な発達を保障されない公共団体といふわけになりません、この総則は市町村のみならず、府県にも通じた

総則でございまして、従つてこれは当然に市町村が警察を維持するといふことを前提にし、もしそれでなければこの総則の趣旨と自治法第一条の趣旨を著しく不満足なものにする、かようにお考えをあらわしたのであります。

○門司委員 それは齋藤君の答弁だから私はこれ以上追及しません、齋藤君はよくわかつておると思ふ。さつき申し上げましたように、警察法の本旨というものはあくまでもこの自治法といふものの上に立つたものの考え方があると思ふ。従つて自治警察を中心として考えている。五千以下の町村のやうな、能率的にも、あるいは経済的にも維持することの事実上困難であるものにむいて警察を主としておる齋藤君の意見としてはどうか。へりくつといつては悪いかもしれませんが、あまりりくつに走り過ぎやしないか。警察法を審議する場合におきましては、警察法のよつて来る原因と、さらに警察法のよりよき運営をすることのために、どういふ制度が必要であるかといふことを考える必要であらう。従つて基本的にこういふものであつても運営の面でそれがよろしきを得ないとすれば、それはやはり除かれなければならぬといふことは、法律をつかさどるものは当然考えてしかるべきものだと思ひます。何も規定がさうだからといふのはつぎすべきだと思ふ。さういふところに持つて行かないから、今のように府県警察と称しておきながら、ただ単に国家公務員が一切の警察官まで任命するといふやうな権限を持たせなければならぬというりくつはどこ

にも成り立たぬと私は思ひます。従つて私の聞いておるのは、一条の規定においてこの現行警察法の前文を入れておるといつておきながら、実際は現行警察法の前文の趣旨が入つておらない。現行警察法の前文は私がさつき読みましたように「地方自治の真義を推進する観点から」こう書いてある。いふやうゆる「真義を推進する」と書いてある。この精神が第一条にはまつたく没却されておるから私は聞いておるのである。私はそれならもう一言この第一条についての聞きたいと思ひますが、この第一条の規定によつて現行警察法でいう地方自治の真義を推進することができまうか。

○齋藤(喜)政府委員 府県の自治の推進といふものには非常に役立つであらう、かように考えておるのでござい

○門司委員 府県の自治の真義といふますか、私はその点はおかしいと思ふのです。さつきから申し上げておるすうように、憲法九十二条に言う「地方自治の本旨」とは、市町村は基礎的団体であるといふことは間違ひないと思ふ。そうすれば現行警察法でいう「自治の真義」といふものは地方の市町村をさしたものだといふことは私は妥当だと考える。府県も現行警察法において自治体になつておるから、従つてどつちでもいいのだという答弁は私は当らないと思ふ。さういふ答弁は私はなか／＼了承するわけに参りません。少くともこの現行警察法の前文が一条に織り込まれておるとするならば、この警察法の重大な点はここにもあるのであつて、いわゆる国民のために人間の自由を保障する日本国憲法の精神

さらに「公共の安全と秩序の維持」とはどういうものかというお尋ねでございますが、これは大体公共の安全と秩序の維持ということで、法律によりまして、また法律と同等の価値のある安全、秩序という公の社会通念があるわけでございます。その範圍を警察の責務は一步も出てはならない、こういう意味におきまして、まず大体におきまして嚴格にその範圍を出ないということ、警察の責務のあり方といったしましては明瞭ではなからうかと存ずるのであります。

このは國民の生命、身体及び財産といふことになつて参りますならば一応もそののわかりはするのでありますが、こゝが「個人の生命、身体及び財産の保護に任じ、」ということになつて参りますと、やはり事例をこゝにあげておきませんと往々にして私は間違ひができませんのではないかと思ふ。この点はただ國民と個人という文字のように考えられて参りますが、法律自体から申しますと、私は広い意味の解釈に立つべきであると思ふ。従つて今示されてお

わねには参りません。従つて今の役を弁がありましたから聞いておきますが、「警察は、個人の生命、財産」という言葉をとらして「国民の生命、財産」というふうに直さなかつたか、私はそう直した方が法律の体裁としては非常に意味が廣くなつていいのじやないかと考えるのでありますが、この点についてのお考えがありますしたらお伺いをしておきたいと思ひます。

○柴田(逓政府委員) 御指摘の国民を個人にかえました点でござりますが、これは国民というような場合に使用

○門委員 私はこの個人と國民の問題を、そう固執して言う必要もないかと考えるのでありますが、しかし今のやうな御答弁だけではどうも感心するわけに参りません。外國人に対してはおのずから別の法律でちゃんとやるやうにできておるのであつて、それから法人は法人としてまたほかに当然道義を開けて来る、きつきから申し上げておりますように、一応警察の責務は國民を對象とした責務であり、さらに後援に書いてありますように、「日本國憲法」の保障する個の」といふことを

の干渉にわたつてはならない。これは、
國を形づくつております以上は、いろ
いろ國家權力で、ある程度の個人の自
由なりあるいは個人の權利などを束縛
する場合がないわけじやございませ
ん。従つてここには國民という文字を
使うべきだ、こう私は突は考へてゐ
わけであります。

それからその次に聞いておきたいと
思ひますことは、この法律の中の二条
にあります「不偏不党且つ公平中正を
旨とし」ということが三条にも書かれ
てあつて、總則の中に二箇所書かれて

—

ことでございますが、しかし警察が政治化してはいけない、一党一派に偏してはいけない、ことをやはり強く要望せられますので、先般大臣からお述べになりましたような趣旨で、国民の方々がそういう要望を非常に強くしておられるというところを現わしておけば、警察官が今後職務を執行する場合でも、警察法の最初のところにこれが出ておるといふので、国民の期待にさらに沿ひ得るのじやないかという考でありますので、法律論といたしましては、なくてもさしつかえないのは御意見の通りであります。

○門司委員 今の国警長官の答弁でありますけれども、不偏不党かつ公平中正でなければならぬという国民の聲が起つておるのは新しい警察法が出て来てからですよ。新しいこういう政党警察にまぎらわしいようなものを出して来たからそういう声が出て来ておるのであつて、今まで警察の中正を保ち得なかつた事例があるのではありませんか。かつての日本の警察が政党に利用されたり、あるいは思想警察になつたりして非常に危険があつたのであります。従つてそれらのものを除去するために現行警察法ができた。大体現行警察法で公平中正が保たれていることは齋藤君自身が一番よく知つておると私は思う。その後これが問題になつて来たのは、こういう政党警察にひとしいような警察法を出してからで、これではどうも警察が政党警察になりはしないか、あるいは思想警察になりはしないか、あるいは危険性があると世間で騒がれているのであつて、現行警察法のもとではそういう危険性があるという声は、私は何も聞いていない。むしろ

現行警察法の方が公平中正がはつきり保たれておると思う。これを入れなければ警察の職務の遂行ができないほど、一体この警察法自身は怪しいのですか。この点をひとつはつきりしておいていただきたい。

○齋藤(昇)政府委員 これを入れなければ、この警察法の成立と申しますが、あるいはこの警察法の運営に非常に困るのかというお尋ねは、さようなことはございませぬ。ただあつた方がなおよからうという程度でありまして、なくてはさしつかえない、特に支障があるとは考えません。

○門司委員 特に支障がない、あつてもなくともいいのだというのなら、こゝろにまぎらわしい、人に疑いを受けようなものには私はいい方がいふと思う。それと同時に、私はこういう文字を二箇所にわたつて——しかも総則の中に一箇所書いてあるのなれないが、二箇所も書いてある、これを入れなければならぬ。この警察法というものは怪しいものであつて、やととすればこれがどうも不偏不党でなくて片寄るのではないか。そこでこれを厳重に取締つておこう、これは警察の取締法ではないかと考えるほどおかしいのであります。少くとも今の国警長官の答弁のように、なくともいいのだというなら、こういうまぎらわしい、人に疑いを受けるような字句はお使いにならぬ方がいふと思うが、しかし法律をお書きになつた人も多少良心があつたと見えて、この辺にこのくらしいことを書いておかぬと、どうも警察が一党一派に偏する危険性があるんだというようなお考えで書かれたのではないかというなら、良心的にこういう文字は

削られた方がいいと思う。同時にこれはさつきの公安委員会のところに関連して、この文字をどうして使わなければならなかつたかというところについて、公安委員会制度のところでももう少し聞こうと思ひますので、ここではこの程度に一応おきますが、こういう文字についてはどうも感心ができない。それからちよつと話はあととどりますようであります。できればこの機会に「その他公共の安全と秩序の維持に当ることをもつてその責務とする」という、この字句を、もう少し例をあげてこゝでひとときめておいてもらいたい。そうしなせんと法律の施行にあたつて、「厳格に前項の責務の範囲に限られるべきものであつて」ということで厳格に限つておるにもかかわらず、これが責務の範囲を逸脱するような危険性が、實際上の執行において出て来はしないか、こう考えられるのであります。従つてできるだけこれは、こういう「その他公共の安全と秩序の維持」ということについては例示をしておいていただきたいと思ひます。それから、法律の上ではこれが例示されなかつても、この機会に、会議録だけにはひとつ残しておいていただきたい。そして法律のできたときの警察の責務であり、前項の責務とはこの範囲であり、ということが、もう少し明瞭になりますように、個々の事例をこの機会にあげておいていただきたいと考えております。

○齋藤(昇)政府委員 「公共の安全と秩序を維持」と申しますのは、先ほどからお述べになつておられました逮捕状、勾留状の執行、その他裁判所、裁判官または検査官の命ずる事務で法律をもつて定めるもの、こういうたようなものとか、あるいは風俗営業の取締りとか、大体そういうたようなものでありまして、たとえばまた天災地震等で非常に国民が心理的に動揺を来し、あるいは場合によつては逃げまどうというような場合に、これを誘導いたしますとか、非常に混雑している場合に——交通取締り等の中に入るかもわかりませんが、道路その他の場所でないところにおけるそういう取締りというようなことに事柄が入るのであります。それらは警察官等職務執行法でいろ／＼予定しておりますような事柄に含まれる。かように考へるのでございませぬ。

○門司委員 それでは次の第三条についてお聞きしたい。三条については昨日も聞かれておりますので、そうやかましく言うほどのこともないと思ひますが、ここにもやはりさつき申し上げましたような「不偏不党且つ公平中正」ということが書いてある。これについては前段で、あつてもなくともいいというお話でありました。あつてもなくともいいのなら、その程度のものでいいかもしれませぬ。しかし問題になつて参りますのは、警察官だけではございませぬ。日本の憲法には、内閣を初め国家公務員あるいはすべての公務員は憲法並びに法律の擁護者であると同時にこれを守らなければならないといふことがはつきり書いてある。これは宣誓するとかしないとかいうことでなくて、憲法を守らなければならないといふことは公務員の当然の責務であつて、特に警察官であるからこれを守らなければならないという意味には私は受取れない。従つてこの宣誓の趣旨と

いうのは、後段にあります「不偏不党且つ公平中正にその職務を遂行する旨の服務の宣誓」を行わなければならない、こゝだけと解釈することがいいと思ふ。前段の「日本国憲法及び法律を擁護し」ということは、公務員である限り、憲法にそういうふうな規定しておりますので、内閣を始めこれを守らなければならないと思ふ。問題になりすのは、この宣誓の範囲であり、あるいは宣誓の条文であります。これはいづれ政令か何かで定められると考えますし、あるいは政令でなくても、宣誓文というものはおそろく規則か何かで定められると思ひますが、もしそこに腹案等がございしますならば、ひとつこの機会にお示しを願つておきたいと思ひます。

○齋藤(昇)政府委員 宣誓の内容は、先般この委員会におきまして、現在国家地方警察基本規程で定めておるものを読み上げましたが、他の自治体警察におきまして、大体同じものを宣誓の文句にいたしておられます。大体これを踏襲いたしたいと考えております。

○門司委員 そうすると、その上、官、いわゆる任命権者に対して宣誓するのですか。

○齋藤(昇)政府委員 さようでございます。

○門司委員 そういたしますと、府県の警察官は府県の公安委員会にあらずして、府県の隊長に宣誓するのですか。

○齋藤(昇)政府委員 公務員法にはさうなつておりますから、御意見の通りだと思ひます。

○門司委員 宣誓の仕方でありまして、警視正以下は地方公務員であります

ゆる一条、二条に書いてあります警察の職務を遂行することのために、特に警察官としての宣誓が必要であるということに考えられる、そこでこの相手方は一体だれに宣誓をするのかということになつて参りますと、今の齋藤君の答弁では任命権者の面前でと、こう言われておりますが、むしろ任命権者の面前であるに間違いない、従つて宣誓をする者は任命されると同時にその宣誓を任命権者を通じてあるいは国民にするんだというように解釈をされるかもしれない、しかし少くとも常識から考えて参りますならば、この宣誓はやはり任命権者にするのである。もしこの宣誓に違反した場合には、その任

命権者がこれを処分するのであります。私は任命権者を通じて国民にこれを宣誓するのであつて、決して任命権者をさしおいて国民に宣誓するものではないという解釈は正しいと思う。従つて少くともこの場合は、任命権者に向つて一応宣誓するんだという解釈でなければ、今の齋藤君の答弁はまん中を抜いたような感じがして、あいが悪いのですが、そうしますとさつき申し上げたように宣誓をさせようとするならば、これは国家公務員である地方公務員の責任者がこの宣誓をすべきである、またその責任者が自分を通じて国民に宣誓をされるという形がここに私は現われて来なければならぬと思ふ。その關係がどうも私には今までの答弁ではわからぬのであります。任命権者は明らかに国家公務員であることに間違ひはないのであります。この国家公務員の任命権者と、地方自治体の責任を持つておられます長いわけの地方公務員であります限りにおいては、地方の県の場合は知事である。市の場合は市長である。これの外にありません行政委員会としての、あるいは公安委員会というものが当然これを代表すべきものであると考えるんだが、どう考へてもこの宣誓の相手が府県の隊長であるということになれば、私は地方公務員としての取扱ひが少ししくなりはしないかというように考へられる。これは今のようには聞いておるのであります。これにはどうしてもこの法律の建前から行けば任命権者ではあるまいが、しかし運営をするのはやはり地方の公安委員会と考へられる、従つてこの場合は、単に任命権者でなくて公安委員会に対しても私は宣

誓をさせるということの方が、あるいは適當ではないかというように考へられる、そういたしませんと、地方公務員としての資格は全然なくなつてしまふ、そして命令から任命権すべてが地方に移つてしまつて、地方はただ費用だけ負担すればよいという、こういう形が露骨に現われて来やしないかと考へられるから、この宣誓のところでお聞きをしておるのであります。そういうお考えが一体今の政府におありになるかどうか、単に国家の公務員に宣誓させるのではなくて、自治体の運営管理をする者も、なおこの宣誓の對象というところ、語弊があるかもしれませんが、一応相手方にするようなことが考へられないかどうか。

○齋藤(昇)政府委員 お説のように任命権者またはその任命権者の定める上級職員の前で、それらの人を通じて国民に宣誓をするということである。国民に宣誓をするというところで、その趣旨は存するものであります。その趣旨はもし宣誓の趣旨に反するならば、公務員として不適格として罷免されてもつけうでございまして、趣旨が入つておるものと考へるのであります。従ひまして、任命権者の面前でということになつておると思ひますが、門司委員の御意見の点にもごもつともな点もあるように考へられます。これは人事院の規定によりまして宣誓の方式がきまつておりますから、人事院とも御意見のある点を伝えましてよく協議いたしたいと存じます。

○中井(徳)委員 関連質問。私も質問はなるべくやめておこうと思つたのですが、先ほども第二条の第二項で門司さんの不偏不党かつ公平中正といううな文句はいいじやないかというふう

な質問に対して、それでもいいんだというふうな御答弁があつたと思うのですが、私はどうもそういうふうな、その人の質問によつて答弁をあちこちさされては、實際困ると思ふのです。二条の二項はこの法案の目玉だと思ふのです。そういうことでもつてこの総則を簡単に言ひますと、あとのこともあります。法律の執行の面を考へまして、私は門司さんと同じ覚悟でありますし、根本的には立場はわかつておるのです。門司さんの聞き方が違つただけの話であります。そういうふうな答弁では困る。やはりこの点ははつきりとしたしておいてもらいたい。それから先に進みたいと思ひます。

○齋藤(昇)政府委員 私が答へたいしておりますように不偏不党、公平中正というものがあつた方がなおよろしい、かように考へまして本案をつくつておるのであります。しかしこんなものがなくても当然じやないかとおつしやれば、それはそれで一応ごもつともであります。なくてもそうでなければならぬということをお願いしておるわけでありまして。

○床次委員 総則の質問を終るにあたりまして大臣に伺いたいのですが、この第一条は従来の現行法の前文とほとんど同じような趣旨であるというふうな御答弁を伺つておるのであります。が、しかし實質におきましては非常に大きな差があると思ふ。すなわち現行法におきましては、機構そのものも民主的な機構を持ちまして、能率と一方その機構によつて個人の権利自由を保護し得るような保障を講じながら調整がせられておるのでございまして、今回の政府の原案によりまして、民主的

理念を基調とするところの警察の管理運営ということはあるのであります。が、これは精神の問題でありまして、制度そのものはきつめて能率的に改められておると思ふのです。この点も重要な変化であると思ふのであります。が、こういうふうな大きな警察制度の変化というものが、国民に対してはたしていかうな影響を与えるかという点について、大臣はいかうにお考へになつておるか伺ひたい。

現在民主化に対する逆コースというやうなことがいろいろと言われておりますが、わが国の民主政治にきつめて影響の深いところの警察制度におきまして、かかる変革が行われるというところは、わが国の民主政治にどういふ影響を与えるか、国民がこれに対していかうに考へるか。まだ十分徹底しないところの民主主義精神と申します。か、これがこの警察法の改正によつて相当阻止せられるのではないかと、このことをおそれるものであります。この影響に對しまして大臣はいかうに考へておられるか。またこの制度がかわつたということに對しまして、国民に對してどういふうな理解を求め、努力をされるか、この機会に伺つておきたい。

なおきつめて大事なことは警察官自体の心構えの問題、これ自体も十分に徹底させないといふの災いを残すのではないかと思ふのであります。なおこの点に關してつけ加えますと、先日衆議院にわたりまして第一条の話がありまして、警察の能率というのを非常に強調せられておるのであります。あらゆる行政機構におきましても、その機能は当然能率的に遂行せ

らるべきものであると思つております。ここに特に能率的にという字が入つておるのであります。あまりに能率に氣をとられまふと民主的な理念を基調とする警察の管理運営さへも犠牲にされるおそれがあるのではないかと、この点を私は懸念するのであります。この点本来の警察の趣旨に十分に合ひ得るごとく、能率のために警察の本来の精神を犠牲にすることなきやう十分な配慮が必要であらうと思ふのであります。この点に關しまして大臣の御意見を伺ひたいのであります。

○小坂(國)大臣 お答へを申し上げます。現行法の前文に掲げるところのものを、わが国の法律の体裁に沿ひましてこれを廃止して第一条に掲げた、従つてその意圖するところは同様であります。が、ここに第一条でござい

ただけです。ここに「民主的な理念を基調とする警察の管理と運営を保障し」云々とございまして、「且つ、能率的にその任務を遂行するに足る警察の組織を定めることを目的とする。」というのでございまして、警察の管理と運営を民主的な理念を基調としてやつて行くのに足る警察組織を定めることを目的とする。こういう考へ方でございます。すなわち制度的に機構的な面から、私どもとしては警察を民主的に管理せしめるために中央、地方に公安委員会制度を置いてこれを根幹として管理運営して行く、こういう考へ方であるのでございまして、何らこれによりまして、非常に能率の面のみを強調して、民主的な運営についての配慮を怠るという氣持はないわけでございます。しかし制度がかわりましたにつき

るべきものであると思つております。ここに特に能率的にという字が入つておるのであります。あまりに能率に氣をとられまふと民主的な理念を基調とする警察の管理運営さへも犠牲にされるおそれがあるのではないかと、この点を私は懸念するのであります。この点本来の警察の趣旨に十分に合ひ得るごとく、能率のために警察の本来の精神を犠牲にすることなきやう十分な配慮が必要であらうと思ふのであります。この点に關しまして大臣の御意見を伺ひたいのであります。

引いた場合には、警察庁から何らの干渉も受けないでやるといふものが残るということになるわけでございます。

第五条で警察庁あるいは国家公安委員会の権限になっております事柄につきましても、同様に都道府県はその権限がある。その権限を行使するについ

て、中央から指揮をせられる、あるいは基準を示さざる、あるいは調整をされる、こういうことでありますから何が残るということとはちよつと図表に表わしたいのじやないかと考えます。

道府県がやる。これは大事なことで、だから調整をするということになれば、その調整に促わなければならないということになります。

○床次委員　ただいまのお言葉によりまして、従来の自治体警察と国家地方警察との場合と著しい相違があるとい

うことがおわかになると思うのです。
この点が先ほど質問いたしました第一
条等における警察の管理運営に関する
機構、方式等が非常にかわつて来てお
るというこの立証であらうと思うの
であります。さらにこの問題につきま
しては、第二章に入りまして、第五条

をもう少し詳細に検討するときにあるいは論ずるのが適當でなからうかと思つて、御説明がなければ一応この程度にしておきます。

○中井委員長　それでは第二章国家公家公安委員会、すなわち第四条ないし第十四条までを議題といたします。北山

君。

○北山委員 それでは第二章の各条につきまして御質問いたします。

まず最初に第四条の国家公安委員会というものが「内閣総理大臣の所轄の

下に、「こう書いてあるわけでありまして、この所轄は従来のような弱い意味で、内閣総理大臣のところに所属するのだという程度のものであつて、総理大臣としては指揮監督権はもちろんないというふうな御説明でございましたが、この点をもう少し詳しくお話を願ひたいのであります。特に今度は国家公安委員長は内閣と兼ねるということになりましたので、内閣と国家公安委員会との関係につきましてはやはり詳しくはつきりしておきたい、こういう意味からあらためてこの点をお尋ねいたします。

○齋藤(昇)政府委員 この所轄という文字の意味につきましては現行法と全然かわりはないと存じません。ただいまお述べになりました通りでございます。そこでこの新しい警察法全体を通じて総理大臣あるいは内閣と国家公安委員会との関係は、従前とどの程度かわつておるかという点を明かにするようにと、御質問であります。その点におきましては、ただいま述べた通りになりましたように国家公安委員会に内務大臣を委員長として置くという点と、それから警察庁長官及び警視總監の任免につきましては、総理大臣が国家公安委員会の意見を聞くことになりました。関係で、政府あるいは総理大臣の権限がふえたわけでありまして、それから非常事態の場合の総理の権限、緊急事態の処理、これは前と同様でございます。それから総理大臣の公安維持上必要な指示権というものは、今度の法案ではなくしてあります。それだけの相違でございます。

○北山委員 これはこの前も問題になったのですが、国家公安委員長を兼ねておる内務大臣は、内閣の中でどういふ地位を占めるのであるか。警察の主任大臣は今度の法案におきまして内閣総理大臣である。そうしますと、その主任大臣である総理大臣の補佐役をやる任務にあるのであるか。これは当然そのように解されるのであります。従来にいわれる内閣担当大臣といふような地位で、主任大臣である総理大臣の補佐をする。これがこの国家公安委員長である内務大臣の閣内における地位である、かように考えるのですが、それでよろしゅうございいますか。

○齋藤(昇)政府委員 総理大臣の所轄の権限と申しますか、権限と申します。ことに属する事務を、現在の担当大臣が事実上担当をしておられるんですが、この新警察法が成立をいたしました。その内容は同様であるかと存じます。従ひまして総理大臣の所轄の権限を代行せられる担当内務大臣とこの公安委員長は同一の方がなれるであろう、かように考えます。

○北山委員 そうすると要するに内閣と国家公安委員会の関係は、ただいまお話のようないふ点と同時に、内務大臣が兼任することによって両者の連絡がよくなるという程度であつて、今度の法案におきまして内閣の、あるいは総理大臣の国家公安委員会に対する権限は広がるものではない、この点はつきりとしておきたいのですが、そうでございますか。

○齋藤(昇)政府委員 その点はまさしくおつしやいます通りであります。総理大臣の権限は、任免権を除きましては全然広まりません。それからむしろ公安維持上必要な指示というものがなくなりまして、その点では総理大臣の権限は狭まつておると思ひます。

○北山委員 委員会の内部の事務のやり方でございますが、これは逐条説明の場合に合議機関である、一切の委員の事は委員の合議でもつてきまるのだ、委員長はこの合議を主宰するといふのが任務である、かような説明があつたわけでありまして、そのように了解してよろしゅうございいますか。

○齋藤(昇)政府委員 御意見の通りでございます。

「委員長退席、佐藤(親)委員長代理席」

○北山委員 その合議といふのは一体どの範圍に仕事及び及ぶのであるか、これは一番大事な点であると思ふので、たとえばその次の第五條の第二項の「警察庁を管理する」、しかもその管理するといふ内容には、警察庁を指揮監督するといふことも含まれておるのだといふことでございます。そうしますと、そういうふうな管理の範圍といふものは、必ずしも限定されてない。個々の具体的なことを命令するわけではないけれども、しかし包括的には指揮監督も必ずしも制限されておるというわけではないのでありますから、すべてのこの第五條の中に書いてあるいろ／＼な事項につきまして、公安委員会は権限があるわけでは、公安委員会は権限があるわけでは、その事項を一体どういふふうに合議体によつて運用して行くかといふところが、公安委員会の比重をはかる場合に一番大事な点であります。それは、どのように運営されるかといふことを想定しておるか。従来の国家公安委員会の仕事のやり方なども非常に参考にな

ると思ひますが、どういふふうに運営されて行くかといふ点についてのお考えを聞きたいのであります。

○齋藤(昇)政府委員 合議によつて意思を決定する、内閣の御意見で、公安委員個々の人の御意見で、一々指揮監督されるかといふことは、わけでありまして、従ひまして公安委員会として意思を決定されるという場合には、必ず多数決で定められるといふことになるわけでありまして、そこで警察庁を管理する仕方でございますが、これはここに掲げてありますような事柄について大綱を定める場合、方針をきめる場合、あるいは重要な事柄につきましては、個々に意思を決定される場合もあるかと思ふのであります。大体がそういうわけでありまして、警察庁長官がこれは大事な事柄であると思ふ場合には、たとへばある方針につきまして、今度はこういう方針で臨みたいと思ふが、というふうな方針を立てる。そして御審議の上でその方針がよからう、その方針はいかぬから、こう／＼変更しろといふような運営をされるのでございます。

○北山委員 この点は非常に問題があると思ひますので、現在までの国家公安委員会がどういふふうな運営されておるかといふ実態を、やはりわれわれとしては知らなければならぬと思ふのであります。そのためにいろ／＼な資料をお出し願つたわけでありまして、さらにこれは本案の審議の初めから要望されておる点でありますけれども、国家公安委員長に当委員会に出席していただいて、現在の公安委員会の運営がどういふふうに行われておるかといふような点について、われ／＼と

しては委員長に聞きたいのであります。この点はひとつ委員長は、国家公安委員長の出席を求めるように措置をしていただきたい。これをお願いしておきます。

○佐藤(親)委員長代理 委員長からお答えいたしました。御趣旨はごもつともでありますので、後ほど理事会を開いて相談いたし決定することになります。

○北山委員 次に第五條の「国の公安に係る警察運営」といふ点であります。これは「国の公安に係る警察運営」とは一体どういふものであるか、これを具体的に説明していただきたいと思ひます。

○齋藤(昇)政府委員 「左に掲げる事案で国の公安に係るものについての警察運営に関すること」のイ、ロに明記しておりますように、大規模な災害の場合あるいは地方の静穏を害するおそれのある騒乱、必ずしも騒擾罪といふ罪名に触れなくても、それにひいては、ような大きな集団暴動事件といふような場合に、必要に応じてその鎮圧あるいは全体的な捜査態勢の整え方といふようなものについて指揮監督をするわけでございます。この場合におきまして個々の事件の、だれを逮捕するか、だれを捜査するといふ指揮監督は、この中には含んでおらないのでございます。

○北山委員 逐条説明を読んで見ますと、「国の公安に係る警察運営」といふところで、第五條の第二項三号に掲げるイ、ロの場合以外に、現行法六十一條の二のい、ろの内閣総理大臣が特に必要があると認める場合における指示権の場合は、公安維持上必要な事項と

いう中には、たゞいまお話の今度の法案にあるイ、ロの場合以外に、「国の利害に係り、又は国内全般に關係若しくは影響のある事案」については、やはり国の公安にかかわるといふ關係の中に入る。こういうふうな御説明があるようでありますが、そういうふうな解釈していいのでございませうか。

○齋藤(昇)政府委員　たゞいまお述べになりました「国の利害に係り、又は国内全般に關係若しくは影響のある事案」につきましては、現行法においては總理大臣が指示をすることができるといふことになっております。先年の警察法案の中には、この場合においても中央から国の公安にかかわるものとして指揮監督ができるように立案をいたしておりましたが、今度の警察法案につきましてはその点は削除をいたしました。これはいろいろ擴張解釈をされるおそれが多分にあるという結論に達しまして、この点を削除いたしました。従いまして現在の總理の指示権から比べますれば、その点は今度は狭まつたのでございませう。

○北山委員　今度は狭まつたというお話でございませうが、逐条説明の中には、今お話のような「国の利害に係り、又は国内全般に關係若しくは影響のある事案」についての処理は、必ずしも第三号その他に掲げるイ、ロの場合ではないのかの部分について、たとえば第六号の警察教養に關する指揮監督、あるいは警察職員活動の基準を示すことによつての統制、あるいは十二号の一般的な警察行政に關する調整という一般的な条項でもつて、一応これは削除しても、同じような効果が發揮できる。今の削除したというのは、

任務の中から権限の部分を除いたのではなくて、ほかの条項で間に合うのだから削除したのだ。こういう逐条説明をなさつておるのです。(イ)ひつかけのな」と呼ぶ者あり)そうするとこの第五、六の二項の中には、今削除したと称せられる「国の利害に係り、又は国内全般に關係若しくは影響のある事案」に關する調整なり、あるいは統制といふようなこともやり得る、こういうふうな説明のようでありますが、それでさしつかえありませんか。

○齋藤(昇)政府委員　これを削除いたしましたのは、他の条項で十分まかない得るから削除したというのではありませんで、他の条項でまかない得る限度においてする方がよろしい、それを越えて、直接運営自身の個々の内容について指揮監督することは、先ほど申しました行き過ぎになるおそれがあるから、他の条項の範圍においてがまますべきである、かような結論に達したということでございます。

○北山委員　今ほかの委員からもひつかけののではないかというお話がございまして、ひつかけのわけではなく、説明の中にそう書いてあるのですね。「ハ」の事項は削除したしたのでございませう。そういうような事案につきましても、直接に運営そのものについてどうしろこうしろというような指揮をいたさなくとも、先ほど申しました最小限必要なものとしての活動の基準でございませうとか、教養でございませうとか、あるいはまた警察行政に關する最小限必要な調整は、各地方が自由に行動できるけれども、それに対する一つの規制という点から調整することとで何とかやつて行けるだろうという趣旨から出ているものでございませう。だからその点は、このハの事項は除いておられるけれども、しかしほかの項目によつて同じような目的は達し得るのであるから、この条項はあげなかつたのだ、こういうふうな御説明なのです。今だから要するにこの全体の中には、今の事項も実質上は含まれておる。従つて「国の公安に係る警察運営」ということは、具體的には第三号に掲げておる二つの問題だけであるけれども、實際は、権限としてはそういう問題についてこの第五、六の二項に列挙された権限の範圍内、都道府県の警察といふものに対して統制することができ、しかも警察庁はその所掌事務の範圍において都道府県警察を指揮監督することができ、こういうふうな解されるのですが、それでいいのですか。

○齋藤(昇)政府委員　たゞいまおつしやいますような、ちよつと誤解を起すような文句であつたかも知れませんが、それは他の条項で、たとえば教養とか連絡調整といふことでまあまかない得る限度もあるから、そこでがまますべきで、それよりも一歩さらに進んで指揮監督までしてやるということになるという行き過ぎになりますから、削除いたしましたのであります。この点は政府委員の説明に若干誤解を及ぼすような点があつたかも知れませんが、連絡調整あるいは教養といひましてもおのづから限度がありまして、たとえば國家的な事案がこれ、イ、ロのほかに起つたという場合において、連絡調整の範圍内、まあ普通の状態ならまかない得ましようが、これがきかぬ場合にそれは法に基く指揮監督だ、それに従えといふことまでやることは行き過ぎ

であるし、その限度ががまんすべきでなからうか、これがほんとうの趣旨でございませう。

○北山委員　私は、この第五、六の二項で、今のそういうふうな解釈は非常に重要な点であると思ひますので、これはほかの委員の方々からもこの点は十分つ込んで明らかにしなければならぬと思ひます。特に警察教養といふ問題についても、現行の警察法のもとにおける國警本部の権限といふものは、大体において行政官の範圍に属するわち人事あるいは予算あるいは組織あるいは教育といふようなものに限られておるわけでありますが、實際の活動につきましてはそれを逸脱しているのではないかと、いろいろ具体的な例があるわけなのです。たとえば昭和二十八年の四月九日に國警本部刑事部長並びに警備部長から、各管區本部刑事部長あるいは各都道府県方面警察隊長に対しての通牒、これは昨年の四月の選挙に対する指示なんですね。選挙当日における選挙運動の取締りについてというふうな通牒を出して、そうして具体的な問題である昨年の四月の衆議院選挙これに対しての取締りについての指示をいたしておる。こういうことも、國警長官の御説明では、これは教育の範圍であるといふような解釈をしておられる、あるいは行政官の範圍内であるといふような説明をしておられる。そういうふうな、われわれの常識から言つて、当然これは警察運営に對する具體的な指示であつたものである、かように考えるようなことまでを教養である、教養の仕事だ、教育であるといふことで説明をされて

おる。こういう例を見ますと、今後この第五、六の二項のまぎらわしいようないろ／＼な条項を拡大解釈して、どんどん運営されると、これは地方の都道府県警察の全部の運営にわたつて統制し、あるいは指揮監督をするという権限が警察庁に出て来る、こういうふうな点で非常な重大だと思ひます。私はそのうちにこの逐条説明によりますと、五、六の二項の六号、七号、八号、いわゆる警察教養施設の維持管理、それから警察通信施設の維持管理、それから犯罪鑑識施設、こういうような点については、現行法と、この國家公安委員會、あるいは警察庁の権限はかわらないのだ、こういう御説明でございませうが、これははつきりかわつてゐるのです。現在のものは、「警察教養施設の維持管理に關する事項」となつておる。従つて、施設を維持管理するといふ仕事なんです。ところが今度の法案によりますと、「警察教養施設の維持管理その他警察教養に關すること。」となつておる。單なる施設の維持管理だけじゃなくて、その他一般の警察教養、同様に通信施設の維持管理、その他警察通信に關すること、あるいは犯罪鑑識施設の維持管理に關すること。今度は施設の維持管理に限られておる。今度は拡大されておる。その範圍について警察庁が都道府県警察を指揮監督することとができるという範圍に入つてゐるのです。ですからその点において逐条説明は違ふのじやないか、従来と同じであるといふような説明は違ふのじやないかと思ひます。逐条説明の際に、一々の号について現行法と厳密に

對比して御説明をいたさなかつたので、字句の厳密な意味におきましてはそういう違いがあるという御指摘かと思ひますが、現行法は、警察教養施設の維持管理に關する事項」とありまして、「その他警察教養に關すること」という字は出ておりません。また「警察通信施設の維持管理に關する事項」ということはありますが、「その他警察通信に關すること」とは書いてないのでございしますが、これは實質上は同じ意味だといふふうに御説明したつもりですが、現行法では四号で、「その他国家地方警察の行政管理に關する事項」、その他行政管理に關する事項といふのは、現行法の二条にもございしますように、人事、組織、予算等に關する一切の事項、この人事といふのは非常に広い意味の人事管理でございまして、当然職員に對します教育、訓練といふようなことが入つておるわけでありまして、それから通信にいたしましても、現行法の四條二項には但書がございまして、「但し、国家地方警察及び他の自治体警察との連絡のために、自治体警察はこれを利用することが出来る。」といふふうなこともございしますし、通信の施設の維持管理、それから警察通信の運用自体は、これは明らかに行政管理に屬するものであるといふことから、字句においては、確かに御指摘の通り違いがございしますが、實質においてはかわりはないという意味で、きわめて大まかに御説明申し上げたつもりであります。

○北山委員 教養なり通信あるいは鑑識というようなことが、当然行政管理の中に含まれるというなら、これは別に書く必要はないと思ふんです。やはり従来の行政管理という意味は、必ずしもそこまで含んでおるとは解し難いので、これは現行法の第二條にあるように、人事とかあるいは組織とか予算、そういうことに關することを書いてあるにとどまるのでありまして、それだからこそ特に教養施設の維持管理とか、そういうことが別に書いてあるわけなんです。しかもそれが、ある施設を維持管理するといふ意味と、その他警察教養に關する事項といふことになりまして、教養施設の維持管理以外に教養に關する部分が全部広がつてしまふ。通信についても同じです。そういうふうな内容的には非常に拡大してゐるのであつて、これは厳密に解釈をしないで、当然現行法よりこの条項の上では権限が相当広がつておる。しかしおそれる從來でも必ずしも現行法を厳密に忠実に履行しなかつたから、實質は今度の警察法が當てはまるのじやないか。そういうふうな感覺的には國警本部の方々は癡痺しておるかも知れんけれども、しかし法文の上では明らかに異なつておる。だからその点を確認しておきたいのであります。

それから從來と非常に違う点は「警察裝備に關すること。」これが新らしく入つた。それから警察職員の活動の基準に關することといふのが十一号に入つておりますが、この「警察職員の任用、勤務及び活動の基準に關すること。」といふのは一体どういうことなんでしょうか。

○柴田(連)政府委員 警察裝備については、逐条説明の際にも申し上げましたように、およそ警察官全体をいたしまして、警察の服制ないし裝備というやうなものにつきましては一定の規格、基準に従わなければならないといふので入れました。それから任用、勤務、活動の基準も同様の趣旨でございまして、警察官に新たに採用する場合には、ある県では高等学校卒業以上の者を採用するとか、ある県では小学校卒業でいいのだといふやうに、非常に全体が均衡を失するといふやうなことになるやうな、ぐあいが悪いので、任用については、一定の学歴なり、一定の年齢なり、あるいは体格でございまして、警察の活動として必要な限度にございまして、基準を設ける必要があつて、勤務及び活動の基準につきましても、同様の趣旨におきまして、あるいは外勤警察勤務のことでもございまして、あるいは留置場におきまして、あるいは諸般の人權擁護、あるいはまた逃走防止といふたやうな形から、この留置場勤務につきましても、基準を設ける必要があつたと思ひます。それから刑事訴訟法の精神に合致いたしますところの、警察内部が設けますところの犯罪の捜査規範、あるいはまた警備に關しますところの非常警備の実施のあり方、そういうたやうな事柄につきまして、いたずらに何でもかんでもこれで基準を示すといふ意味ではございせん、およそ警察官の特殊性、あるいは活動に對します当然の一つの規格的な要請として、必要な基準だけを示すことができるやうな趣旨でございします。

○北山委員 そうすると第十二号の「前号に掲げるものの外、警察行政に關する調整に關すること。」これが私は非常に問題だと思ふのです。そこでお尋ねをしたいと思います。先ほど私が指摘をしました、現在國警本部がやつておられますいわば選挙運動の取締りに對する指示であるとか、あるいはこれは昭和二十八年七月六日の通牒でございしますが、今次衆参両院選挙における公職選挙法違反被疑者の一斉捜査についてという通牒であります。が、今次参議院選挙に際して各警察管区本部から報告のあつた全国手配を必要とする逃亡中の重要被疑者は別紙の通りである云々といふふうにして、具體的な犯罪捜査についての指示をしておられる。こういうことは一体今度の法律の第十二号のいわゆる「警察行政に關する調整」といふ中へ入るものかどうか。一体こういうものは今までやつてもいいものだったかどうか。それはどういふ根拠によつてやつてもよかつたか、あるいは今度のこの新しい法案が通りますと、そのやうなことはどうし／＼おやりになるつもりであるかどうか。それが許されるのか。許されるときは、それはどの条項によつてできるものであるか、これをお伺ひしたい。

○齋藤(昇)政府委員 ただいまは下部警察官の連絡事項としてやつておるものであります。下部警察が知つていなければならぬことを、それ／＼の警察は全国の警察に連絡をする場合もありませんが、こういうやうな事柄は、たとえば警察の本部で連絡をするから、それを全国に連絡をしてもらいたい、それが便利だといふことによつてそれは連絡をいたしておるのであります。

○北山委員 私の質問に對して連絡によつてやつたのだといふことですが、通牒の形式から見ると、上級の役所から下級のものに指示をしてゐる普通の通牒の形態をとつております。そういう措置をされたといふやうな言葉でやつておるわけなんです。だから私は普通の連絡には解せられないのですが、しかし権限がなければ下級の機関としてはこれを守る必要がないのですから、そういう意味で連絡である、こういうふうな詭弁をおつしやるのだらうと思ふのですが、しかし問題は今後この法律でもつてそういうことをどうし／＼やれるものかどうか。やれるとすればどの条項を基礎にしてそういうことができるのか、それをお伺ひしたいのです。

○齋藤(昇)政府委員 やはりこれは第三項の「常に緊密な連絡」といふ中にも入らうかと思ふのであります。都道府県警察はお互いに緊密に連絡をしなければならぬといふことが他の条項にも書いてございしますが、この場合に、あるところで大きな犯罪が起つた、それについて手配をする、その手配を各都道府県ま／＼にやつていよりは、國警本部に報告をし、その本部から各府県の報告をまとめて連絡をしてもらうという方が便利だといふので、そういうた連絡の事実行為だと御了解をお願いしたいと思います。

○北山委員 今の第三項といふのは、「国家公安委員会は、都道府県公安委員会と常に緊密な連絡を保たなければならぬ。」この条項ですか。

○齋藤(昇)政府委員 さうでございます。第五條の第三項、それから五十

八条の相互間の協力の意味、この両方であります。

○北山委員 そういたしますと、ただいま私が指摘した具体的な今までのやつた例、そういうようなことは、説明では明らかでこの第二項の範囲に入らないで第三項の公安委員会同士の連絡あるいは協力という範囲に入ると解して間違いないですね。

○齋藤(具)政府委員 先ほどの御例示の点は、大体たゞいま私が申し上げた通りでありまして、そのほかに活動の基準あるいは教養という中に入る場合もあるかと思いますが、先ほどの選挙の取締りの場合に、公平に行えとかあるいは選挙違反検査の際には少くとも責任者の承認がなければ逮捕令状を請求してはいけないとか、一般抽象的なものは、これは捜査の活動の基準だと考えるわけでございます。

○北山委員 どうも少しおかしいのです。どだい第三項の「国家公安委員会、都道府県公安委員会と常に緊密な連絡を保たなければならない」という規定そのものもおかしいのです。この組織系統から言えば、特別にこういう項目を設けぬでも、国家公安委員会は、ある範囲においては都道府県公安委員会とは常に緊密な連絡がとれているような系統にある。でもしわざ／＼これを書かなきゃならんとすれば、おそらく公安委員会のもとにあつて、しかも独立しておる警察庁と都道府県警察本部との間の関係は、系統的に常に密接なる連絡はとつておるが、しかし公安委員会同士においては連絡がないから、わざ／＼ここに書かなきゃならぬのじやないか。要するに国家公安委員会あるいは都道府県公安委員会は警

察庁とか、そういうものの付属物みたいなかつこうで、まあブクセサリのかつこうで来ているから、ともすれば公安委員会同士の連絡が切れがちになる。そこでわざ／＼ここに第三項を入れたんじやないか。でありますから今の国警長官の御答弁は、第三項で御説明なさるのちよつと無理じやないか。しかも連絡協力であるとすれば、やはり従来と同じように、今申し上げたような通牒については、通牒が参つても都道府県警察としては、これを守ろうが守るまいが、今までと同様に自由である。こう解してさしつかえありませんか。

○齋藤(具)政府委員 これは緊密な連絡でございますから、従つて都道府県公安委員会が自己の識見によつて、自分はいかう取捨でやるといふこととでやられれば、それでさしつかえないのであります。連絡で示されたことが、なるほどこれはもつとだ、どの府県もこういうふうによつた方がいゝ、自分の府県もそう思うという場合にはそれに従つていただく、こういうことでございまして、第三項は、ただ公安委員会同士は警察の本体じやないから、そこで公安委員会同士緊密に連絡をとれ、こうあるのはありませんので、むしろ指揮監督とか権限的にどうするとかいうことはここに書いてあります。それ以外のことにつきましては、いつでもできるだけ緊密に連絡を保つてやつて行くようにという趣旨であるわけでございます。

○北山委員 非常に大事なことでありますから、もう少し伺ひたいのですが、その緊密な連絡は、たとえば選挙違反であるとかあるいは交通取返りであるとか、こういうふうな捜査方針なり、警察の運営、活動についての一般的な基準を示される。これはあくまで連絡、協力の範囲である。そのためにあつたので、先ほど床次委員が指摘されましたような、警察庁の内部部局の中に刑事部を置かれたり、あるいは警備部を置かれ、そしてその部の中にたとえば刑事部については刑事警察あるいは犯罪予防あるいは保安警察というやうなことが所掌事務に入つてゐる。それから二十四条で「警察及び交通警察に関すること」ということが入つてゐる。それはあくまで都道府県警察の活動を指揮監督するのじやなくて、連絡協力としての仕事を所掌するため

にそういう部課が置かれておる、こう解していいのですか。

○齋藤(具)政府委員 たゞ／＼申し上げておきますように、第五条には第二項の一号から十二号まで及び第三項というのがございまして、これらに該当いたしますることをやるわけでありまして、たとえば第二十四条の警備及び警備警察及び警備、交通とありますところについて申し上げますならば、これらに關する諸制度の調査あるいは、企画、あるいは警備、交通に關する予算策定いたしますとか、また警備でありますから、この第三号の場合もまさしくこれに當てはまつて参ります。それから緊急事態のための計画及び実施というの、この警備部でやるわけでありまして、警備部の第三号にそのことも書いてあるのでございます。それから交通巡査の教養でありますとか、交通違反も統計でありますとか、警備に關する裝備の使い方、あるいは教養の

面にも入るかも存じませんが、警察の裝備品の調達に警備部でやりますか、どういふ裝備が望ましいとか、個々の裝備についてはこういう欠陥があるとかいふやうな實際面の調査、そういうものをこの部において行うのでございます。

○北山委員 この前警察運営というのとについてちよつと伺ひしたのですが、この第五条にも警察運営という言葉がございまして。運営といふことを一体どういふふうに解釈せられておるか、これは逐条説明の中にも若干説明せられておるのですが、何か具体的な個々の事案の処理ということに対する實際の執行面、活動面というやうな部面だけを運営と言つておられるやうな感じがします。そこで警察運営という意味とそれから運営に対する指揮監督というものは、個々の犯罪についての指揮監督でなければ運営に対する指揮監督でないか、あるいは先ほど例をあげましたやうに、一つの選挙の取締り方とかいふことについての指揮をするといふのが、やはり運営の監督じやないかと私どもは思ふのですが、そうじやなくて、個々の犯人の捜査であるとか、あるいは個々の監禁事件の鎮圧であるとか、そういうふうなことに對する指揮だけがいわゆる警察運営の指揮である。何かそこにわれ／＼の常識と説明とは合わない点があるのであります。が、今の運営という意味と、それから指揮監督というものは、やはり個々の具体的な事件についてだけさすものであるか、運営についての一般的な指揮監督というやうなことも、やはり運営の指揮監督じやないかと思ふのですが、その辺もう少しはつきりしていただき

たい。

○齋藤(具)政府委員 ここで申し上げておきます警察運営と申しますのは、御意見のやうに、個々の警察の外部活動、オペレーションそのものをさすのでありまして、警察官が活動する場合に、たとえば犯罪捜査につきましては、犯罪捜査規範というものを設けまして、捜査に當る場合の各種の要事項といふものを出しておりますが、これは運営の指揮ではなくて、警察活動の基準、あるいは警察教養の一端と解釈いたしてゐるのでございます。

○北山委員 そうすると、一切の行政活動に對する指揮監督という意味は、ただいま長官がお話になつたやうに指揮といふ言葉が使われているか、これをお伺ひしたいのです。具体的な個々の犯罪の捜査とか、そういう捜査に對する指揮だけが運営の指揮であるか、いわゆる一般的な方針、たとえば先ほど例をあげたやうな、選挙の取締り方針を指示するとかいふやうなことは、これは指揮監督に入らないのか、一般的の行政活動としては、この指揮監督といふ言葉が、今長官が言われたやうなものに使われているのであるかどうか、その点をはつきりしていただき

たい。

○齋藤(具)政府委員 お説の通りであります。指揮監督と申しますのは、個々の警察運営オペレーション自体について指揮をするという場合に限つてゐる所存でございます。

○北山委員 そうすると、内閣法の第六条に、「内閣総理大臣は、閣議にかけて決定した方針に基いて、行政各部を指揮監督する」といふやうなこと、

たい。

○齋藤(具)政府委員 こで申し上げておきます警察運営と申しますのは、御意見のやうに、個々の警察の外部活動、オペレーションそのものをさすのでありまして、警察官が活動する場合に、たとえば犯罪捜査につきましては、犯罪捜査規範というものを設けまして、捜査に當る場合の各種の要事項といふものを出しておりますが、これは運営の指揮ではなくて、警察活動の基準、あるいは警察教養の一端と解釈いたしてゐるのでございます。

○北山委員 そうすると、一切の行政活動に對する指揮監督という意味は、ただいま長官がお話になつたやうに指揮といふ言葉が使われているか、これをお伺ひしたいのです。具体的な個々の犯罪の捜査とか、そういう捜査に對する指揮だけが運営の指揮であるか、いわゆる一般的な方針、たとえば先ほど例をあげたやうな、選挙の取締り方針を指示するとかいふやうなことは、これは指揮監督に入らないのか、一般的の行政活動としては、この指揮監督といふ言葉が、今長官が言われたやうなものに使われているのであるかどうか、その点をはつきりしていただき

たい。

○齋藤(具)政府委員 お説の通りであります。指揮監督と申しますのは、個々の警察運営オペレーション自体について指揮をするという場合に限つてゐる所存でございます。

○北山委員 そうすると、内閣法の第六条に、「内閣総理大臣は、閣議にかけて決定した方針に基いて、行政各部を指揮監督する」といふやうなこと、

これは個々の行政活動の具体的のオペレーションに対して、内閣総理大臣が指揮監督するものであるか、これをお伺いしたい。それ以外にも、指揮監督という言葉はたくさんある。

○齋藤(昇)政府委員 内閣法第六条に、「内閣総理大臣は、閣議にかけて決定した方針に基いて、行政各部を指揮監督する。」これは行政の一般について指揮監督すると、かように解釈すべきであると思います。

○北山委員 これは当然であると思うのです。だからすべての行政活動について、警察ばかりでなく、個々の具体的な問題について一々監督する、指揮をする、命令をするということではない、運営の指揮監督ではないのだというのではなくて、やはりこの種の問題はこういうふうなやれというところ、また指揮監督の部類に入るのだ、こういうふうな解釈をする。従つて今のお話の通りそれが当然だと思うのです。そういう意味において内閣総理大臣が指揮監督するとかいう／＼な文句が使われておるわけなんです。従つて第五条の第二項にあるような事務全般について警察庁は都道府県警察を指揮監督ができるのじやないか。だからたとえば今の基準を定めること、あるいは教養に關すること、あるいは警察行政の調整に關することについて単に連絡、協力だけでなく、指揮監督をすることができ。個々の犯罪の捜査といふことだけについての命令が指揮監督ではなくて、それは一般的な捜査方針なりあるいは選挙取締りのやり方なり、そういうものに對しての指揮監督もまたこの中に含まれるのじやないかというふうな中に解されるのですが、ただいままでの

御説明では具体的な警察運営に對する指揮監督といふものは三つの範圍に限られておるのだ、それ以外については指揮監督はやらぬのだというふうな御説明なんです。それが、それと間違ひじやないかと私は思うので、先ほど来お伺いしておるのですが、その点はどうでしょう。

○齋藤(昇)政府委員 指揮監督といふ中にはこの第五条の二項各号が指揮監督になるわけであり。それはおつしやる通りであります。しかし個々のものについて指揮監督するのはこの警察運営に關すること以外はございませんと申し上げておるのであります。たとえば警察職員の任用、勤務活動の基準といふものをきめて出します。その場合に身長五尺何寸以下の者を採用するよいうにという基準をきめましたら、その基準に従つてゐるか従つてゐないかといふその指揮監督はするわけでございます。しかし、個々の犯罪捜査についてこういう人を捜査に着手するときはここの指揮を受けなければならぬ、あるいはここの事件を処理するに於いてはここの監督が指揮を待たなければやつてはいけません。そういうぐあいに個々の事件を指揮するといふやり方は、五条の二項からは出て来ないし、そういうやり方をしないという建前で書いておられます。従いまして先ほど申しました警察運営、警察の外部活動の個々のものについて指揮監督するといふのは第三号のみでございます。こゝろ申し上げておるのでございます。

○北山委員 どうもよくわからないのですが、要するに先ほど申し上げたやうな、ある特定の選挙運動の取締りに

ついでの指示といふやうなものは、警察運営に對するの指揮監督の範圍に入るから入らないか。個々の選挙違反をやつたものに対する捜査なり、そういうものを指示するものだけが警察運営に對する指揮監督であつて、ただいま例をあげたやうな場合は、これは指揮監督ではないのだ、それは連絡協力の範圍である、今後においてもそうだが、こゝろいうふうな解釈していいのですか。

○齋藤(昇)政府委員 先ほど選挙の例を引かれたのは、緊密な連絡といふこととありまして、たとえば今度の参議院の選挙について逮捕令状が出て、うして行方がわからないのはこれ／＼の人である。これは各府県から報告をもらつて、それを連絡したといふことであります。選挙の投票日の前日に、たとえば選挙事務所を捜査するといふやうな非常識なことをやらぬ方がよからうといふやうなことも、これは気づきとしての連絡であつて、ここに言う警察運営に關する指揮ではむしろございませぬし、これに該当しないと思ひます。従つてそういうものについて府県の公安委員会がこれを無視されましても、指揮監督に、反したといふわけでもありません。指令違反といふわけでもないと思ひます。

○北山委員 しつこいようですが、例をあげて一つお聞きします。これは非常将来の参考になると思ひます。これは昭和二十八年六月二十七日の大坂管区本部長からの関係都道府県警察隊長に對する通牒であります。海上犯罪の一斉取締りに對してといふことである／＼書いてありますが、海上犯

罪の一斉取締りを左記によつて実施することにしたから、それ／＼実情に即応した計画を樹立して、取締りの万全を期せられたい。なお自治体警察長には、各別の協力を願ひます。従つてこれは協力の協力以外の何か、取締りの万全を期せられたいといふのと使ひわけをしておるのです。従つてこれは文句の体裁から見ても、おそらく普通の上級機関が下級機関に對する命令のやうな体裁をとつておるのですが、こゝろいうやうな実例についてもまたやはい第五項第二項の各号の範圍には入らない。そういう權限はないのだ、こゝろ考えてよろしゅうございませぬか。第五

条第二項で、警察庁長官は、都道府県警察に對してこゝろいうやうなことに對するの指揮監督をする權限はないのだ、こゝろいうふうな考えてよろしゅうございませぬか。

○齋藤(昇)政府委員 ただいまの海上犯罪の一斉捜査でございませぬが、そのほかにも、たとえば交通取締りの一斉勸行をやろうといふやうなことは、今まで自警、関係府県と相談して大体いづころがいいか。そのときに、一斉にやろう、各府県があるいは各警察がまぢまぢにやつておつたならば、なかなか効果が上がらないから、適当なときに適当な方法で一斉にやろうといふやうな話合ひ、連絡によりまして計画を立て、こゝろいう計画になつたからそれによつてやつてもらいたいといふことを事実上やつておるのでございまして、これは今度の法案によりまして、やはり連絡にあたるのがほんとうであらうと思ひます。どの府県もそのきめた方針によつて一斉にやるといふことが望ましいから、それでやろうと

いうことになつておるわけでありませぬが、しかし特定の県がいや自分のところは都合が悪いから、今やれないといふことになりまして、これは指揮監督のそとに出るというわけではなからうと考へるのであります。

○北山委員 今二、三の例を申し上げたのですが、要するに同一種類の警察運営のやり方についての指揮監督といふものは、やはりこの新しい警察法においても、警察庁長官は都道府県警察に對してこゝろいう取締り方針とか、こゝろいうことについてのこゝろいう形式における指揮監督はできない、第五項第二項の第三号に掲げる場合に限られるといふやうな御説明のやうでございませぬが、大体締めくくりにして、さやうに了解してよろしゅうございませぬか。

○齋藤(昇)政府委員 さやうでございませぬ。

○中井委員長 中井君。○中井(徳)委員 二、三の点についてお尋ねいたします。第五条であります。が、国家公安委員会は、国の公安にかゝる警察運営をつかさどるとありまして、警察教養、警察通信、犯罪鑑識、犯罪統計及び警察設備に關する事項を統轄する、この辺は非常に詳しいのですが、並びに警察行政に關する調整を行うとあるのです。私もさうつと読みますと、公安委員会は行政管理和運営管理をやるものでありまして、警察行政に關する事項をつかさどるならばわかりませんが、調整を行うとあるのだ、これはどうも少し逆のやうな印象を受けるのです。この点どうですか。大臣の意見をお聞きしたい。

○齋藤(昇)政府委員 これは警察行政事務を全部権限あるいは任務としておるのではありません。警察行政は都道府県が建前で、従つて同じ任務、権限を国家公安委員会が持つものではありませんが、その警察行政事務全体に關して、そのうちの公安にかかると警察運営、それから救護、通信、犯罪鑑識、犯罪統計、警察裝備に關する事項の統轄事項、それからもう一つは調整事項、それに限るといふ趣旨でございます。

○中井(徳)委員 今のお答えですが、警察行政は都道府県が建前というのと、私はそういう御答弁だろつと思つたのです。しかし国家公安委員会自体の中においても、管区警察もありまして、警察行政はあり得るわけでありす。公安委員会が警察通信だとか、犯罪鑑識だとか、そういうことについて統轄するとありますけれども、これこそ警察行政にまさか問題であつて、やはり公安委員会内部の、都道府県に行くまでの管区その他の警察行政というものはあり得るわけでありす。それは公安委員会の最も重要な仕事のように私は思ふのでありますが、このところ調整と逃げておるのです。そうすると、そういう警察行政は、警察行政長官がもつたらやるといふような建前になつておるのでしようか。その辺のところをもう一度お聞かせ願ひたいと思ひます。

○齋藤(昇)政府委員 ちよつと御質問の趣旨がわかりかねましたが、公安委員会がたゞいま申しました五條の第一項にあることをその任務、権限としたしまして、その任務、権限を行使するために警察行政長官を管理するわけでは

す。警察行政長官に事実上この公安委員会のやるべき事務の実施をやらせる。それについて公安委員会は長官を指揮、管理するといふことでありまして、公安委員会の任務、権限の範囲と、長官の所掌事務の範囲は、まったく一致しておるのであります。狭い広いはないのであります。

○中井(徳)委員 どうもよくわかりませんが、警察行政といふものに関する調整——ここにいう警察行政とは、具體的にどういふものになりますか。

○齋藤(昇)政府委員 これは警察事務といふことと別にかわりはないので

○中井(徳)委員 運営管理とか行政管理といふことをやかましく言つたと思つたのでありますが、現行の公安委員会制度のもとにおきましては、府県の公安委員会については行政管理の権限がない。これを今度新しく行つ、これは非常に大きな変革なのです。従つて国家公安委員会においては、初めからそういうものを持つておつたと私は理解しておるのであります。どうなのですか。

○齋藤(昇)政府委員 先ほども御説明をいたしましたように、行政、管理、運営の二つに分けておりましたのは、国家地方警察の面におきまして、行政、管理は国家公安委員会が全部やる、運営管理は都道府県の公安委員会がやる、こういう建前になつておりましたので、行政、管理と運営管理をわけましたが、今度は都道府県の公安委員会は行政、管理も運営管理もやりますから、そのわけ方はいたしておりません。すべて警察の行政とかあるいは警察の事務を行

ます。従つてこの法律におきましては、ただ第五條第二項第三号に警察運営といふ文字が出て来ておるだけでありまして、そのほかの場合には全然出て来ておりません。従つて今お尋ねの第五條第一項の警察行政に關する調整といふものは、警察の運営管理について、行政、管理についても、現在の觀念から申しますと、府県間の調整をはからなければならぬといふことは国家公安委員会が行つ、こういうことです。

○中井(徳)委員 今のお話ですと、警察行政に關する調整といふのは、府県間の調整といふ意味と了解していいのです。

○齋藤(昇)政府委員 さように御理解くださつてさしつかえないと思ひます。

○中井(徳)委員 それ以外に、私は国家公安委員会として警察行政といふものはつきりあり得ると思つたのであります。その点で、もし府県間の警察行政に關する調整ならば、それはつきりそこにお書きになつたらどうかと思ひます。しかしこれだけでもずいぶん時間をとりましようから言ひませ

最後に申し上げたいことは、こういうふうにはつきりと犯罪鑑識とか警察通信とかかわり切つたこと、警察行政長官が公安委員会の命を受けておやりになる警察行政と常軌的に考えられるものこそ、私は公安委員会の重要な任務じやなからうか、かように案は考えておりますが、この程度にしておきます。

次に第六條についてちよつとお伺ひいたしております。委員長は國務大臣

をもつて充てるということになつております。従つて委員長と委員はこの条文においてはつきりとわけてあるように思ひますが、さように了解してよろしうございませうか。

○齋藤(昇)政府委員 その通りでございます。

○中井(徳)委員 そこでこれまで公安委員会が外部に対して文書をお出しになつた場合に、公安委員会としてお出しになつたか、公安委員長としてお出しになつたか、両方お使いになつておると思つたのですが、どういふことであるか、その内容によつて説明をしていただきますか。

○柴田(達)政府委員 現在はすべて公安委員会の名義で外部に對して出しております。

○中井(徳)委員 そういたしますと、今後とも公安委員会という名前でお出しになるおつもりでありますか、その辺を伺ひたいと思ひます。

○柴田(達)政府委員 現行法は委員長は公務を総理するとなつております。これは国家公安委員会、府県公安委員ともになつておりますが、今回の法案におきましては「委員長は、公務を総理し、国家公安委員会を代表する。」という項を入れたのであります。国家公安委員会を代表するといふ意味は、委員長が国家公安委員会を代表してその意思を決定するといふような意味をもつて、その意思決定におきましては後にありますような公安委員会の合議制によつておるわけでありまして、そのきまつた意思を外部に出しましたりするやうな場合におきまして、委員長の名

義を使つた方が便利だといふやうな場合もございまして、今度は国家公安委員会の名義を使う場合もございまして、あるいは事態によりまして公安委員長の名義を使う場合もあるかと存じます。

○中井(徳)委員 この辺のところは實際の運営において非常に微妙なものであるらうと思ふのであります。慎重にどういふ場合はどうだといふことをあらかじめ決定をしていただきたいと思つたのであります。今のお答にありましたやうなことは、公安委員長は自分の意思といふものではないわけでありまして、全部合議制でもつて公安委員会の意思を代表する、こういうことになつております。さうなると、國務大臣が公安委員長になるわけでありまして、その場合に國務大臣が公安委員長としては非常な制約を受けるということに私はなると思つたのであります。さういふふうには解決していいわけでありましようね。これは當然のこと

○齋藤(昇)政府委員 公安委員長がこうだと思つておられましたが、公安委員会の意思決定が右だといふことになれば、公安委員長としては右の決定に従つて行動しなければならぬといふことになるわけでありまして、

○中井(徳)委員 そこでやはり問題は残ると思つたのであります。たとえ閣議決定と公安委員会の決定とがまるで逆になつたといふやうなことがあり得ると思つたのであります。具体的に起つて来ると思つたのであります。さういふ場合にはどういふ立場になりますか、これは小坂さんから御答弁をいただきますか。

○小坂(國務大臣) その場合國家公安委

員会の意見を委員長が代表するのでありますから、国家公安委員会がきめたことが委員長の意思を拘束する、こういうことになると思ひます。

○中井(徳)委員 委員長は辞職せざるを得ないということになるのですか。

○小坂国務大臣 しばしばお話し上げておきますように、こういう問題はすべて良識をもつて処理するべきものだと思ふのであります。今御提示の件は非常なまれな例であると思ひますが、その場合は国家公安委員会の委員が意思表示をして、表決して決定すれば、その委員会の意思によつて委員長はその意思を表明する、こういうことになると思ひます。その場合辞職するかしないか、それはまたそのときのいろいろな事情がありましようから、一概に言ふことは存じません。

○中井(徳)委員 この点は私は非常にまれなことを心配して聞いてどうも何であります、しかし私はあり得ると思ひます。警察法の改正法案につきまして責任の明確化ということをやかましく言われまゝ。そこでそういうものとして関連して私はお尋ねしたわけでありまゝ、そういうことになりまゝと、ここでチェックをされるということになる。私はそういう場合には内閣は前の意思を撤回して、公安委員会の意思に従うというふうな今の話で、一応シビル・コントロール、そこまではつきりお考えになるならたいへんけつこうだと思ふのであります。私は大いに疑問だと思ひますが、実際問題としてはどうでありましようか。

ちで、委員長と委員をはつきりと区別をしてこの条文ができております。そして委員につきましては非常な制限をつけておると私は思ひます。この条文には制限をつけておるのであります。それは第七條にある。実際委員長任命の場合に国務大臣をもつて充てるわけですから、歴代の内閣はこの制限をつけた精神を取上げて行くかどうかというところは、私は非常に重要だと思ふのであります。そういう意味において、もしこの法案が通りまゝの場合、現内閣はこの条文にありまゝ委員長の資格を、委員長選任の場合にも十分お考えになつてやられるおつもりであるか、その点をちよつとお尋ねいたしておきたいと思ひます。

○小坂国務大臣 第七條は民主的管理を徹底させようという趣旨であるといふことは言うまでもありませんが、この法案の趣旨に従つて委員会を運営するように、人選等の場合は考慮されると思ひます。先ほどの、閣議の決定と委員会の決定が異なつた場合といふお話をきかされてまゝな例でありまゝしようが、考えられるかと思ひますが、その過程に立つてお話し上げましたけれども、公安委員会が決定することが、ただちに同一問題が閣議において問題になり、両者の決定が相反するといふようなことは、実際問題として私はあり得ないことじやないかと思ひます。

○中井(徳)委員 今非常に上手な御答弁でありましたが、私はやはりあり得ると思ふのです。この間の例の検察庁と皆さんの御意見の対立、ここにもやはり現われておると思ひます。まあなればけつこうであります。内容が違ふとおつしやるかもしれませんが、

やはり警察というものは多少そういうものと似ておりますから、私は十分あり得る、かように思ひます。しかしもう十分おわかりだと思ひますから、あまりこの問題について深く入ることはこの程度でよいと思ひます。

そこで第七條ですが、先般もちよつとお尋ねしたのでありますけれども、この点ひとつ確めておきたいのであります。旧職業軍人のうちで、憲兵あるいはまた海軍で警察的な仕事をしておつた人、この人たちが、第七條の「委員は、警察又は検察の職務を行う職業的公務員の前歴のない者のうちから、内閣総理大臣が両議院の同意を得て任命する」この中に含まれておるといふふうなことであります。この点をこの逐条審議の際には、はつきりと政府当局から言明をしていただいておいたかどうか、かように思ひます。が、お答えをいただきたいと思ひます。

○柴田(達)政府委員 第七條の「警察又は検察の職務を行う職業的公務員の前歴」という中に、警察官あるいは検察官といつたようなものが入ることは当然であるけれども、それ以外の憲兵のようなものが入るかどうかという点につきましては、憲兵のようなものは含まれるように解するといふことを先般もお答えしましたけれども、ここにはあります。警察官、検察官、警察職員あるいは警察官、検察職員といふふうに書きまゝで、「警察又は検察の職務を行う職業的公務員」こういうふうにいふたしておるのであります。その事柄の實質が警察の仕事あるいは検察の仕事といふものに属する仕事であるならば、そういう仕事をやつておつた者は

やはり前歴者として読むという考え方をしておるのであります。従つてその中に入るものとして大体考えられますものは、今申しました警察官、皇宮護衛官、事務官、技官といつたものは当然であります。旧軍人の中におきまして警察事務を行つたところの憲兵、あるいは法務官の中で検察事務を行つておつた者、こういうものはこれに入ると、それから現行の制度におきまゝ警察官、警察職員でありまゝでも、昔の内務省警保局の職員あるいは府県警察部長といつたようなものも当然その前歴者として入る、こういう解釈であるのであります。

○中井(徳)委員 当然であらうと思ふのであります。この点もう少し確かめておきたいと思ふのであります。それはたとえば旧内務省の警保局長なんというものは、やはり前歴者に入るわけですね。

○柴田(達)政府委員 入ります。

○中井(徳)委員 それでは次にお尋ねしますが、たとえば鉄道とかあるいは運輸省の海上保安庁ですか、ああいうものの公安官といふものはどういふうになりますか。

○柴田(達)政府委員 特別司法警察職員といひましては、それらの仕事は警察事務の全般を行つておるものとは認められないようなものが多いのであります。麻薬取締りでございますとかあるいは鉄道関係だけとか、こういうふうなことは中々あります。そういうものは中々中には解釈上入れない、かように考えております。

○中井(徳)委員 その点を念のためにはつきりとしてもらいたいと思ふのであります。従つてこれはさきやうでなくてけつ

こうであります。具体的に林野庁の何をしていられる者はいとか、あるいは公安官はいとかいふふうなことを、この逐条審議の終るまでに、この間も宣誓の内容についてお願いしたのと同じように具体的にあげてもらいたいと思ひます。

またもう一つ念のためにお尋ねしたいのですが、「職業的公務員の前歴」といふものと、たとい一月やつても二月やつてもこれに入るといふふうなからく解釈をすべきだと思ふのです。が、その辺の御見解、兼務はどうであるとか、それを伺ひたい。

○柴田(達)政府委員 大体「職業的公務員」といふのは現行法にもある言葉でございます。これは俸給、給与を受けてもつぱらその公務を行つてゐる者、こういう解釈でございます。従つてこの場合におきましては、警察、警察の仕事をやつてゐるもの、こういう考え方であります。警察や検察を商売にしている者、わかりやすく言へばそういうことでもあります。一箇月やわずかの期間やつてもどうかというお尋ねにつきましては、これはたとい短期間でありましても、実際問題としては非常に軽微なような場合もございまして、やむを得ない、やはり前歴者として採用されない、かように考えております。

○中井(徳)委員 この点でよくお尋ねをいたしますのは、実は都道府県の公安委員会あたりになりますと、そういう調査もなか／＼行き届かない場合が多い。ことに旧陸海軍の軍人などというところになりますと、そういう面がありまゝです。私は特にこの点をお

尋ねたしたわけでありませう。

そこで先ほどの鉄道公安官とか、そういうものは何年やつておつてもいいのですか、その辺のところを伺いた

○齋藤(昇)政府委員 これは先ほど他の政府委員からも答へましたように、その事務はきわめて限られた事務でありますし、鉄道の業務あるいは林野の取締りならば林野庁の業務とも密接に関連してやつておる仕事でございますから、この制限の中には入れない、かように解釈をいたしております。

○中井(徳)委員 それでは次にお尋ねをいたしますが、第七条の第四項であります。ここはたしか旧法では暴力団体の他の団体の団員ですか、役員ですか、そういう者はいけないといううなものがあったと思うのですが、今回それをおとりになつておる。これは都道府県の公安委員会であつたかもしれません。それについても先般お尋ねをしたのですが、はつきりしないうちに質疑を終つたような気がいたしましたので、その点、もう一度なぜそれをおとりになつたか伺いたい。

それからけさほど問題になりましたが、総則の第二条、第三条に不偏不党、公平中正という文句があります。そういうものと関連があると思うのであります。ここに禁治産、禁錮以上の刑に処せられる者であります。選挙違反にかつたような者について特に一項目を設けて、そういう派閥根性の強い、党派根性の強い人を排除するというお考えはおありにならぬか、これを御尋ねしておきたい。

○齋藤(昇)政府委員 まず最初の、今度は「政府を暴力で破壊すること」を

主張する政党その他団体を結成し、又はこれに加入した者」というのを除外いたしました。政府を暴力で破壊するいわゆる暴力団体だということの認定はなかなかむづかしいのであります。むしろそれよりもそれに疑わしい人たちは、知事が任命せられる場合に良識をもつて任命せられないでありますように、また宣誓の場合に公平中正に職務を執行することを宣誓されるわけでありませう。それから、ある特殊の団体のためにはかゝるうように、警察を運営せられるといううな場合にはこれを不適格な者として罷免ができるわけであり、またすべきものでありますから、この規定は削除をいたしましたのであります。

それから禁治産あるいは禁錮以上の刑に処せられた者という中に、選挙違反にかつたものを特にここに掲げる必要はないかというお話をさせていただきます。これはただいま申しましたのと同じような理由によりまして、特にその犯罪の種類を別にしなければならぬというようには考えておりません。で、要は総理大臣あるいは府県知事が国会あるいは都道府県議会の同意を得て任命せられる方でありませうから、そういう一党一派に偏するということな極端な人は任命される心配はないであらう。またさうな場合には罷免されるべき人でありませうから、その欠格事項として上げなかつた次第であります。

○中井(徳)委員 今のお話、選挙違反はこれはさうでしょう。具体的に言えればさういふことになりませうが、第五項ですが、これもこの間お尋ねしたものであります。現在国家公安委員あ

るいは全国の都道府県の公安委員で政党内に属しておる人はおられますか。これはおられましたら、ひとつ何人おられてどういふ人か聞かしてもらいた

○齋藤(昇)政府委員 入つておられる人のあることは間違ひはございませんが、何人おられますか、ちよつと今統計は持つておりません。

○中井(徳)委員 私は実はもうこういうものは全然実問題としてあまり意味がないという考え方なんです。それは日本の現在の政党的組織がさうなんです。出入り自在なんです。きのうまで自由党の党員であつたがきょうは神戸の市長に立候補するから無所属で行くというので、その間に脱党届を出したらそれでしまひなんです。あしたひとつ公安委員に推薦するからひとつ党を離れておいて無所属で行く、それはかまいませんということになるので、それができないのは日本の現状では共産党の党員くらいではなからうかと思つたのであります。実際問題としてこれは効果はあまりないのです。それよりもむしろ政党内でない方がい

というふうにはつきりとした方が——憲法違反だとか何だとおつしやいますけれども、私はそれの方がかえつてはつきりしていいと思つたのであります。が、どうですかその辺のところ小坂さんひとつ……あまり形式的過ぎる。○小坂(政)大臣 形式的というお話もなるほど背景に当る点もあるかと思つてしまつた。しかしさういふことをこれとつてしまつた。それと逆に政党内に属した方がいから全部党員を充てろという議論も出て来る。このことはほとんどかと思つております。

○中井(徳)委員 そういふふうには幾らでも逆に言えば法もくぐれるから何にもならぬといふことを私は最後に申し上げておきたいのであります。そこで今公安委員会は、この間から調査をいたしましたが、一週間に一回くらいおやりになつておるようであります。が、今後ともさういふ状況で国家公安委員会はお続けになるつもりでありますか。

○齋藤(昇)政府委員 この警察法案が施行になりました場合の公安委員会の開催が、どの程度になるであらうかというお尋ねであります。新しい公安委員会が任命になりましたら、そこで公安委員会がまたおきになるだらうと存じますが、大体今までのような状況でございませう。と申しますのは、大抵な事柄、緊急に御意見を決定を願わなければならぬという場合には、臨時に集まつていただくわけでございますが、さういふ場合はさういふ場合とあるわけではございませんので、一週に一回を常則とするということでは十分ではなからうかと私も思つてはただいま考へておるわけでありませう。

○中井(徳)委員 ところで今度行われる制度——もしこれが通りましますと公安委員会は委員長がこれを招集して、さうして委員長は国務大臣が当てる、委員長が招集しなければ一月でも二月でも公安委員会を開かなくてもよいといふことになつておられます。ただ十一條の三項に「委員長に故障がある場合には、この故障といふのは具体的にどういふことであるか、わしいいじや」と言うたらそれは故障になるのですか。

○齋藤(昇)政府委員 故障と申しますのは、現実に病氣であるとか、あるいは長期の出張であつて、現実に委員長としての職務がとれないという場合でございませう。委員長が一月も、半年も開かないでおいたらどうかというお話でございませう。それで公安委員会としての意思決定を願う場合に欠くる場合があるから、さういふ場合やなことはないと考えます。最初公安委員会が選任されますならば、この運営に關する内規をおつくりになる、現在もできておるわけでございますが、その内規によつて招集されることだと考えます。

○中井(徳)委員 先般お尋ねいたしましたのは、今回の法案によりますと、公安委員会の招集は委員長だけ、ほかの者はできないといふところに非常に問題があると思つたのであります。これは委員のうち、たとえば二名から要求があつたら開かねばならぬとか何とかいうふうな、さういふ修正をぜひ必要があるように思つたのでございませう。警察のことでありますから一時間争うこともあつたし、また一日、二日を争うこともたくさんあるであらう。またそれが非常な政治的なものとの関連において委員長は開きたくない、全国の輿論はぜひ公安委員会を開いて早く決定しろといふやうなことが必ず出て来ると思つたのであります。さういふことについて、この十一條には何の規定もない、この改正案には何の規定もありません。それについてひとつ御意見を伺います。

○齋藤(昇)政府委員 ただいまの点は、この第十四条で国家公安委員会の

運営に關して必要な事項を定めるといふ中に定め得る事項だと、かように考へておるのでございます。現在の公安委員会運営規程の中にもその趣旨がございまして、委員または国家地方警察本部長官もしくは国家消防庁長官は委員長に臨時會議の招請を要求することができ、ということがございまして、その趣旨は十分考へておるのでございまして、われ／＼といたしましては、法律に對しておかなくても今まで通りの運営が公安委員会できめられる、運営規則によつてできるであらう、かように考へておるのでございまして。

○中井(徳)委員 要求することができるとあるようですが、それを委員長が断つた場合にはどうなるのですか。

○齋藤(昇)政府委員 法律的に申し上げますと、断つることもできるということになるわけでありまして、ただいまおつしやいますように、そういう場合は断つた方が御心配の点はなくなるかとだと言ひますが、しかし實際問題として法律に明文を置かなければならぬやうな、そんな状態はなからう、かようにわれ／＼立案者としては考へたのでございまして。

○中井(徳)委員 非常に甘い考へであるということをおし上げておきます。○門司委員 私は今大井中井君から聞かれておりますし、それから北山君から聞かれておりますから、そうたくさん聞くとおもしろいと思ひますが、少し聞いておきたいと思ひます。

それは第四條の關係でありまして、国家公安委員会は、委員長及び五人

の委員をもつて組織する。こう書いてあります。これは八條の規定にはどうなつておるかという、八條の規定には委員の任期が定められてあります。委員長であります大臣には五年限期があるはずはないのであります。そこで大臣をいつでも総理大臣はとりかへることができ、悪く言えば吉田さんのようにむやみやたらにいつでもとりかへられる。そういたしますと、今度の警察法の改正法案を見ておきますと、委員長の権限は非常に大きい。そこで権限の非常に大きい委員長が国会の承認も経なければ何もしない。そうして総理大臣のかつてにとりかへられるやうなことは、この行政委員会に對して大きな疑問が出て来ると思ひます。少くとも今日行政委員会をこしらへておきますものは、そういうことのないやうに――いわゆる内閣とかあるいは地方の執行機関といったやうなものが、むやみに干渉したり、あるいはこれをえぐる、このことのできないやうにこしらへたのが、大體戦後の行政委員会制度であることに私は間違ひがないと思ひます。ういたしますと、ここでは委員の身分には――そのほかいろいろ関係もあつておいて、やがましいことをくつつけられて、そうして委員長である大臣には何らの制限がないのであります。これはあるはずがないのであります。

そこでは委員には警察官であつた者はいけないとか、あるいは憲兵であつたものはいけないとかいつておるが、大臣になるにはそういう資格はあつても関係がない。そうするとこの行政委員会と厳重に資格条件を与えておるやうであります。委員長にはまるつきり無制

限であります。何も考へておらない。私はこれは實におかしいと思ひます。だからこの点は一体どう考へたのか、その点をういつたことになされたのか、その点をひとつはつきり伺つておきたいと思ひます。

○小坂國務大臣 委員長の権限が非常に大きいとおつしやいましたが、それほどでもないと思ひますが、委員長は本委員の身分を持つていないのであります。表決権もない。従つてよい意味においては政府の考へ方を反映するといふものであります。先ほども中井委員にもお答えしたのであります。これは非常に内閣の意思と違つておるやうに持つて行くことがいと思ひます。それに、これに委員長の意見が相違ひしたとしても、これは委員長の意思決定といふものを委員長が尊重する、こういうことになると思ひます。従ひまして今のやうな強大な権限を持つといふことを前提とする御議論は私どもとしては承服いたしかねます。

○門司委員 それは少しおかしいです。今までの案例を調べてもらひなさい。大體去年に委員会が開かれて議決事項のあつたのが私の勘定では二十一回あります。その中で可否同数の場合、四人または二人で議決したことが八回あります。そうなるやうに参りますと、今までの過去の例から推して行きますと、偶数の場合で可否を決してやることが相当ある。偶数の場合はやはり可否同数になり得るやうな危険性をたくさん持つておる。そうなりまうと表決権は持つていないが議決権はあるのでありますから、私どもの考へ方から行けばこれは相當になければならぬと思ひます。決して権限がないわけではない。同時に招集する権限を持つておる。この招集する権限は非常に大きな権限です。さつき中井君が言ひましたやうに、大臣がいやだと言へばこれに招集できないのでありますからどうにもならない。それを制約することは何も書いてないのであります。大臣の権限が薄いなどと言われておりますが、これは大臣が大きな権限を持つておるものではない。要するに国会で言へば委員長の職権とか、あるいは議長職権だとか言つておられますけれども、議長職権に對しては會議を開くといふことはよほどのことがなければ議長職権では會議は開けない。委員長も委員長の職権で委員會を開くにはやはり理事會その他の十分な理解を得ておかなくては、委員長の職権で委員會を開くといふことは、何か被覆がなければ普通のときでは考へられない。従つてそれだけ大きな権限を持つておるやうな委員長の資格が何にも制限されてない。さうにその次に政黨に所屬する者云々と書いてありますが、今の大臣は大體政黨に所屬してゐると見た方が間違ひがないと思ひます。そうすると委員の中で三人以上は困るやうな規定があるが、委員長が特定の政黨に所屬してゐる場合に、これもその勘定に入ることからいふのかといふことが出て来る。それで私は第四條に委員長及び五人の委員と書いて、委員長を委員會の中から除外された形を示されておられますけれども、その点については私は非常に疑問と危懼を持つておる。だから今のやうな御答弁でなく、一休大臣に對して職業的の制限をしなかつたのに――大

臣というよりも委員長であります。委員長に對して職業的の制限をしなかつたこと、同時に政黨的の制限をしなかつたこと、このことは頭隠してしり隠さずという、片方はばかに規制して公平中正、不偏不黨といふことを表わしたやうですが、實際はきつめて片寄つた制度になると私は思ひます。だから大臣の資格を制限しなかつたといふことと、政黨員であるといふことに對しても何らの制限を加へておらないといふこの二点について、もう少しはつきりした御答弁を聞いておかないと、これは非常にあふないと思ひます。

○齋藤(昇)政府委員 この点は實は政府の方からかういふやうに委員長資格は制限しないやうにした方がいふかといふやうな御意見があつてしたのであるけれども、われ／＼事務當局として、當然あるであらうといふことで考へたわけでございます。それは委員長を國務大臣をもつて充てると申しますこの趣旨は、大臣もたゞ／＼お答へになつておられますやうに、政府の正しい意圖を警察に反映をさせ、また警察のあり方を政府あるいは大臣を通じて国会に反映をしていただくといふ趣旨でありますから、従つてここで委員長たる大臣の資格を制限するといふことは、かえつておかしくなるのであります。大臣のお答へになつておりますやうに、従つて表決権がないわけでありまして、先ほど四人出席してきめた例が會議録を見ると非常に多いとおつしやいます。しかしこれらはすべてみな満場一致でありまして、可否同数で争つて委員長が採決したといふ例は今までございませぬ。またさういつたやうな重大な問題であります

臣というよりも委員長であります。委員長に對して職業的の制限をしなかつたこと、同時に政黨的の制限をしなかつたこと、このことは頭隠してしり隠さずという、片方はばかに規制して公平中正、不偏不黨といふことを表わしたやうですが、實際はきつめて片寄つた制度になると私は思ひます。だから大臣の資格を制限しなかつたといふことと、政黨員であるといふことに對しても何らの制限を加へておらないといふこの二点について、もう少しはつきりした御答弁を聞いておかないと、これは非常にあふないと思ひます。

○齋藤(昇)政府委員 この点は實は政府の方からかういふやうに委員長資格は制限しないやうにした方がいふかといふやうな御意見があつてしたのであるけれども、われ／＼事務當局として、當然あるであらうといふことで考へたわけでございます。それは委員長を國務大臣をもつて充てると申しますこの趣旨は、大臣もたゞ／＼お答へになつておられますやうに、政府の正しい意圖を警察に反映をさせ、また警察のあり方を政府あるいは大臣を通じて国会に反映をしていただくといふ趣旨でありますから、従つてここで委員長たる大臣の資格を制限するといふことは、かえつておかしくなるのであります。大臣のお答へになつておりますやうに、従つて表決権がないわけでありまして、先ほど四人出席してきめた例が會議録を見ると非常に多いとおつしやいます。しかしこれらはすべてみな満場一致でありまして、可否同数で争つて委員長が採決したといふ例は今までございませぬ。またさういつたやうな重大な問題であります

れば、欠席せられる委員はないと思ひます。

○門司委員 私は今の齋藤君の答弁は非常に重大だと思ふ。政府からそういう要請があつたわけじゃない、事務当局が書いたというならば、一体この案は政府の案ですか、だれの案ですか。閣議で決定したのでしよう。閣議決定をまたない案ですか。大臣はどう考へていますか。閣議決定事項たるに間違ひはないでしよう。

○小坂國務大臣 これは作成の経緯についてお話ししておるのであります。そうした形式的なことを言つておるわけでありませう。

○門司委員 私は形式的のことを言つておるのではない。實質のことを言つておる。なるほど経緯の中には、示唆はなかつたかもしれない。あるいは事務当局が書いたかもしれない。しかし閣議決定事項であることには間違ひはないから、閣議が責任を負うべきです。閣議決定事項でないといへばだれが責任を負うのですか。

○齋藤外務大臣 くだいのお話は、いかにも政府がこの委員会を自由にしたいためにこういうような規定を置いたのではないだろうかというような御意見ではないかと、私が考へ誤つて御答弁を申し上げたのでありませう。これは事務的に考へ、また法制局で論理的に考へて、このきめ方がよろしいのではなからうかというのでわれわれは立案したものであります。閣議においてこれがよろしいということと御決定になつたのでありますから閣議に責任のあることはもちろんでございます。

○門司委員 どうせ閣議に責任がある

というのなら大臣に御答弁していただきたい。さつき申し上げたような資格制限等をどうして与へなかつたのか。

○小坂國務大臣 これは事務的な処理に属するものであつて、われ／＼といひましてそういう規定について、この規定は事務的におかしいではないかというようないふことがあれば、これは閣議で問題になりませうけれども、私どもの良識において御質問のような疑念は出て来ないものでありますから、閣議でよろしかろうと承認したのであります。もちろん私も責任を持ちます。ただ、今閣議長官が答へになつて成する経緯について申し上げたので、特に政壇として公安委員会を支配するとかいふような観念がいやしくもなかつたといふことの証明の意味で、御説明があつたことと私は考へておるのであります。

○門司委員 それは政壇としてこれを支配するといふ考へ方があつて書かれたといふ言ひはまづい。これは言ひたつても、内心はそうであつても、そういうことをこで答へされたのでは、えらいことになりませうから、そういうことは言われませうまいが、しかし問題は、委員長は大して権限はないと言われておりますが、これをこらんなさい。今までの委員会の委員長は、会務をただ総理するといふ程度のものであつて、従つて指令といふもの、あるいは通達といふもの、それらのもにのつてきまして、大体委員会名で出ているのが正しいと私は思ふ。今度はとにかくこれは委員会の代表者なんです。この代表者の責任が薄いといふことになると、どうにもならなくなる。

招集する権限を持つてゐるし、委員会の事務を総理して、さらに委員会を代表するものであるといふことになれば、これは委員会の中心の人でなければならぬことはわかつておる。ただ公平を期するといふことを——ごまかすといふ言葉を使ひば悪うございませうが、実はカムフラージュをすることのために表決権だけは与へずにおいた方がよからうといふ程度である。従つて表決権は与へてある。結局、もし大臣の答弁が正しいとするならば、これはあくまでも五人の委員の議決を経なければならぬといふように書いて——委員長はただ会務を総理し、これを代表する、いわゆる委員会を支配するものについて、国が責任を持つて行くといふだけなら、まだ話はわかるのであります。ちやんと議決権を持つてゐる。議決権を持つてゐるといふことは、會議の建前から言へば、一番大きな権限です。この次にはもう少し変なことが書いてあるから、あとで聞こうと思つておりますが、會議の形から行きますと、表決権を持つてゐる方が権限は大きいのである。それはなぜかといふと、可同数にわかれた場合、いわゆる委員会の意見が二つにわかれた場合どう決するかといふことであつて、最も大きいのである。一番大きな重大な任務は議長最後の一票にほかならないのである。しかも最後の一票がものをいふ場合、つまり意見が一致しないといふ事件は、そうたぐさんあるものではないと私は思ふ。きわめて重大な事件か、ことに意見の可同数になるようなことはめつたにな

いと私は思ふ。だから、あとは表決権がなく議決権があるだけだから議決権の場合、数が少ないのだから大したものじゃないといふことは、これは大きな誤りだと私は思ふ。数の上から行けば少しかもしれないけれども、そのこと自体の上から行けば、私は大きな問題だと思ふ。委員会の意見が二つにわかれなければならぬほどの問題のとき、議決権を持つておられます以上は、委員長の権限が軽いのだといふ答弁は

當らないと私は思ふ。もし小坂さんが委員長になられれば、これはきわめて重大な責任を背負われなければならぬことになると思ふ。従つて、先ほどから申し上げておられますように、やはり委員長の資格にも、普通の委員の資格と同じような権限を持つことが必要じゃないかといふこと、同時に、政党内に於いてもやはり同じような制限を加へることが必要じゃないかといふこと——私がこのことを申し上げましたのは、たとへば今度の檢察庁と大藏省と法務大臣との関係であります。ああいうものにつてきまして、大藏さんは全然しつとでありまして、かつての経験のない人である。警察行政の中で公安委員会がつかつての警察行政のやうなことをやつておる者については、職業的にこれを制限しておることになつて参りますと、委員長についても、私はそういう制限を加えておつた方がいいのではないかと申す。こちらに制限を加えておつて、委員長たる大臣が、あるいはかつての警視總監をやつておつたとか、あるいは警保局長をやつておつたとか、あるいは檢察の検事総長をやつておつたとかいふような人でありませう。——委員会において

委員長が無言の行をやつて何らの発言もしなければ、何らの意思表示もしない、ただ委員長の席に居るだけだといふならまだしもありますが、少くともこれを代表している以上は、なかなかそれは行かないと私は思ふ。その場合にはどうしても、委員の資格を制限される限においては、委員長の資格も制限すべきだといふ強い主張を私は持つておるのであります。そう考へてになりませうか。

○小坂國務大臣 私は委員長の権限といふことについて、そうあなたのおつしやるようなほど強大なものでないといふことを言ひましたその意味は、委員長として委員会の内部支配の権限といふものはさうあるものじゃない、こゝういふ意味であつて、決して責任が軽いといふようなことを申したつもりはないのであります。これはしば／＼お答へ申し上げたことを繰返すことになるのであります。この委員会が何かにゆゑに奇数構成の委員会になつておるかといふ点についてまた触れなければならぬが、委員長が表決権を持つておるといふことは、この委員会が奇数構成になつておるといふことで非常にあなたのおつしやる意味は薄くなつて来ると思ふのであります。可否同数で争うとか、あるいは委員長が表決権を行使しなければならぬといふやうな重大問題であります。公安委員会の良識におきまして欠席をするといふことではないはずであります。また委員長の良識におきまして、もし事故のあるやうな委員のあります場合には、その人の意見を十分徴し、出席がもしかりにできなくても出席と同様の効果のあるやうな方法を講ずべきものと思ふ

のであります。従いまして決して委員長の採決権によつて委員会がどうこうされるという憂いはない、——これは甘いといつておしかりを受けるかもしれませんが、私はさうに思つております。

なお委員長の資格について制限を設けられるべきでないかというお話がございましたが、國務大臣としてなりまします場合も、委員がなりまします場合も、あるいは他から委員以外の人になりまします場合も、これはそのときの内閣の良識の問題だろふと思ひます。私はたゞいま門司委員がお述べになりましたような趣旨において考えらるべきものが普通の姿であらうと思ひます。大体普通のことをやつておられなければ内閣自体が参るくらいでありまして、そのためにまた国会があるものでありまして、あまり取越苦勞をなさなくてはならぬしからうと思ひます。

○北山委員 私その点はたくさん疑問を持つておるのですが、先ほど國警長官は政府の意圖を委員会に反映させるのだ、そのために國務大臣と兼任しておる、こういうことを言われまして、しかし一体どういう方法で反映させるのか。反面から言つと、委員長は會議の主宰者である、議事をとるだけのものだと言つて、合議体というふうな説明をなさつておるのですが、問題は政府の意圖を反映させるために、會議の際に委員長がどん／＼意見を言うことができるのじやないかと思ふのですが、もしも當委員會の中井委員長のように、公平な議事のとり方をして行くというならばいいかもしれせんでしょう。しかしこれがもし政府ではこの問題はこういうふうに考へておる、

あるいはこうではふうに持つて行かなければ予算がとれないのだというふうな議事の内容について委員長がどん／＼意見を述べて會議を指導して行くといふことになれば、これは表決以前から會議を動かして行くことになると思ふのですが、委員長は、ちやうど當委員會の委員長のように、ただ議事を公正に運営して行く上において主宰されるというのであるか、政府の意思を反映させるために委員會でどん／＼意見を述べて主宰して行くのであるか、これは非常に重大であると思ふので、その点をはつきりさせていたゞきたい。

○小坂國務大臣 政府の意圖を委員會に反映すると申しますのは、しば／＼申しておりますが、正しい意味において反映する、こういうことで、決して横車を押すというふうな考へはないのであります。委員長というものは、言うまでもなく中井委員長のごとく非常に円満に公平に議事をとるべきものであつて、委員長長の私見を申すことはさしひかえるべきものであることは常識であります。ただ私どもとして考へますことは、國務大臣が委員長といたしまして常に會議に出席しております間に、委員の意見というものを十分聴取することが出来る。従つてどういふ氣持でこういう決定がなされたかといふことについてはよくわかるわけですが、従つて委員長としても、何も會議中と限りませんが、その後において、政府は実はこういう考へをもつてやつておるのだ、諸般の情勢、たとえば經濟状況等とはどうなつておるのだといふようなことを説明するのが正しい意味において政府の意圖を反映するといふことにならうと考へておる次第であります。

○北山委員 そうすると、いろ／＼な情報報告することが出来るが、委員長としては會議の際に意見を申し述べることができない、こう考へてよろしゅうございませうか。

○小坂國務大臣 大體會議そのものがごく少数で構成されております。わずかに五人でございませうから、非常に懇談的に話し合ひができることと思ひます。ただ議事としてやります場合には、議事の進め方の規則があるわけがございませうから、そうやたらな横車は押せぬことになつておると私も考へております。

○北山委員 横車とか、正しい運営だとか、良識だとかいふのは形容詞でありまして、そういうことは常に正しければ問題ないのであります。組織としては、あらゆる場合を想定した民主的な機構を設けなければならぬので、そういう形容詞は省いて議論をしたいと思ひます。そうすると委員長もどんどん意見を言つたり話し合ひをする、そうして運営をして行くという意味においては、先ほど來説明があつたような単なる會議の主宰者ではない、内容的にこれを指導してお互いに意見を交換して議事を進めるといふような、會議のメンバーとしては相當な役割は果すのだといふふうな考へられる。この点は非常に危険だと私も考へます。

○門司委員 今北山君からも聞かれましたが、私も少しこのことで聞いておきたいと思ひます。六条に會務を総理するといひありますが、その會の議案といひますか、協議すべき事項を提示するといふことは、だれの権限に屬しておりますか。

○北山委員 そうすると、いろ／＼な情報報告することが出来るが、委員長としては會議の際に意見を申し述べることができない、こう考へてよろしゅうございませうか。

○小坂國務大臣 大體會議そのものがごく少数で構成されております。わずかに五人でございませうから、非常に懇談的に話し合ひができることと思ひます。ただ議事としてやります場合には、議事の進め方の規則があるわけがございませうから、そうやたらな横車は押せぬことになつておると私も考へております。

○北山委員 横車とか、正しい運営だとか、良識だとかいふのは形容詞でありまして、そういうことは常に正しければ問題ないのであります。組織としては、あらゆる場合を想定した民主的な機構を設けなければならぬので、そういう形容詞は省いて議論をしたいと思ひます。そうすると委員長もどんどん意見を言つたり話し合ひをする、そうして運営をして行くという意味においては、先ほど來説明があつたような単なる會議の主宰者ではない、内容的にこれを指導してお互いに意見を交換して議事を進めるといふような、會議のメンバーとしては相當な役割は果すのだといふふうな考へられる。この点は非常に危険だと私も考へます。

○門司委員 今北山君からも聞かれましたが、私も少しこのことで聞いておきたいと思ひます。六条に會務を総理するといひありますが、その會の議案といひますか、協議すべき事項を提示するといふことは、だれの権限に屬しておりますか。

います。この法律の中でこういう書き方をするならば、やはり十分こゝでは委員長資格というものを制限し、さらに政黨その他に対しても公安委員會の円満な運営と、はたから見ればわれわれの今議論しているようなことのないようにしてもらいたい。二条並びに三条に持つて行つて、一黨一派に偏することのないように中立性を保つていふなら、その最も重要なポストである公安委員會の委員長に対しても、やはり不偏不黨、一黨一派に偏しないような施策をこの際講じておくことが万全の措置だと思ひます。従つて公安委員長資格については、そういうことを制限すべきである。これは何もむづかしいことではないと思ふ。内閣の組織から申しましても、三分の一は國會に籍を置かない人でもよいといふことになつておるから、公平にこの人事の処置はなし得ると思ひます。そういう外置をどうしてもとれませんか。いかに警察職員に不黨不偏中正を保つといふことを誓わしても、本家本元のこの公安委員會が片寄ることの危険性を持つておる以上は、なか／＼警察が中正を保つことは困難であると思ひますので、重ねて質問をいたしておきませうが、どうしてもこれをとりかえるわけには参りませんか。

○小坂國務大臣 國務大臣が非常に非常識なものであるという前提に立つての御議論のようでありませうが、私はさういふふうには思つておりません。しかも國務大臣は常に國會の監視のもとにさらされておるものでありまして、御懸念のようにはないと思ひます。

○門司委員 委員長長の権限に屬すると思ひます。とだといふお話ですが、そこで問題がまた出て来るのであります。私はおそれなくさうだと考へております。ところでこの會議といひますか、協議をいたします議題というかは、委員長が提示する、そうしてそれを協議する者が普通の委員である、こういうことになつております。委員の方には、何度か繰返して申し上げますようにいろ／＼制限が加えられておる。その會務を総理して、さらに議題を提供する本尊様は何も制限を受けておらぬ。そうなつて参りますと、公安委員會の資格が現行法よりも少し緩和されております。現行法では、國家公務員であつた者はいけないと書いてある。役人以外の者でなければならぬといふことになつております。今度はその点は役人であつてもいいように書いてある。制限はかなり緩和されておる。しかしこういう警察職務に対しての経験者であつてはならないと書いてある。ところが大事な議題を出して参ります委員長がかつて警察の親玉であつたり、あるいは政黨にはつきり屬した人であつて、そうして委員會の構成のメンバーの中にも加わつておらない。委員長を加えれば当然三人になるんだが、しかし委員は二人であるからいいんだといふような構成であつては、やはり私は一黨一派に偏する公安委員會の運営が必ず行われらうと思ひます。従つて會務を総理し、議題を出す者が大臣であるとするならば、大臣こそ十分氣をつけなければならぬ。先ほど小坂さんはさういふことは常識的にはあり得ないと思ふが、そういうことは言えないと思ひます。

的にものを考えて行きますと、これを公正を期することのために、これを九条の三項に当てはめて、政党に籍

やはり警察という仕事が非常に大きな仕事であつて、そうむやみに警察行

○小坂國務大臣　今門司さんのおつゝ

四條にやはり規定をいたしており、また人としての平等観と、ある程度同じ

い。こういう民間人がそろうした権力の地位につくと、とんでもない行政をや

る警察権といひますか、そういう權利の所屬は一体どこに置くつもりですか。非常事態の宣言のときはわかつておりますが、それに至らない場合に、もし自衛隊が出動した場合の指揮権、統轄する權利といひますか、それは一体どちらに所屬するつもりですか。

○齋藤(昇)政府委員　自衛隊の行方任務につきましては、自衛隊の長官、それを監督する総理大臣、それから警察職員が行います職務につきましては、この法律に基づきまして都道府県の公安委員会、さらにそれについて指揮監督いたします場合に国家公安委員会及び警察庁長官、こういうことになるわけでありまして、この兩者それでは別々にやるのかというわけでありますが、建前としては別々の指揮系統でございますけれども、しかし自衛隊が出動する場合には、警察と緊密な連絡をとらなければならぬということが自衛隊法にも書いてあります、また緊密な連絡をとらなければ事実上困るわけでありますから、この間に兩者の統轄者において緊密に連絡をとりまして、場合によつては、自衛隊としてはこの部分の点をやつてもらいたい、あるいはこの建物の警備は自衛隊でやつてもらいたい、ほかの方は一體警察でやる、というように協議の上、兩者齟齬のないようにやつて行きたい、かように考えておるのであります。

○門司委員　そうしますと、こう解釈しておいてよろしいですか。そういう場合には結局指揮命令はおの／＼別であるが、ただ緊密な連絡をとつて行くということに解釈すれば、私は今の答弁ならいと思ひますが、そういうと、責任の帰属というものが

おのずからここに明確ならざるものができはしないかというふうに考えられる。それと同時に一つは、自衛隊の権限というものは、時間的に申し上げるならば、非常事態の場合、あるいは出動したときだけの権限であつて、将来に向つての捜査あるいは逮捕というような事犯に対する権限は、自衛隊にはないと思ふ。従つてどうしてもそういうときには、やはり警察がそれを受継いでやるということに、今のお話なら私はなると思ふ。そうなるに参りますならば、一応の指揮命令権というものは、要するに七十条に書いてあります緊急事態の布告のない以前における騒乱その他の場合には、やはり警察が一応指揮命令権を握るというように明確にしておいた方がよいのではないかというように私は考えるが、この点はどうお考えになりますか。

○齋藤(男)政府委員 自衛隊が出動いたしました場合に、その指揮命令権を警察が握る、いわゆる警察が自衛隊を指揮命令をしてやるという形になりまことは、はたして当を得たものであろうかどうか。と申しますのは、まず實際面から考えましても、自衛隊を指揮命令したすのは、日ごろから自衛隊を訓練し、自衛隊の活動能力というものをも十分心得た者が指揮命令をするのがよろしいのでありまして、これを警察が指揮命令をするということは、かえつて事態の收拾をまづくするのじやないか、むしろ指揮関係の間における連絡を緊密にしてやるという方が實際に効果がある、かように考えております。

○門司委員 もう一つこの項で聞いて

おきたいと思ふことは、非常事態といひますか緊急事態の場合は、総理大臣が布告をいたしまするし、それから自衛隊にいたしまして、総理大臣の所轄であることに間違いはございませんで、それでいいのであるが、今の御答弁だけでは、もう一つ込んで聞いておきたいと思ふことは、緊急事態に至らざる、ここに書いてありますいわゆる騒乱の場合において、もし自衛隊が出動してくれということならば、その自衛隊の出動の要請権といふのは一体どこにあるのか。これは自衛隊のところで聞けばよかつたのでありますが、この前私聞いておりましたので、この機会に聞いておきたいと思ふが、私は自衛隊は要請されて出て来る性質だと思ふのであります。その場合の要請権は一体どこに所屬するのですか。

○齋藤(男)政府委員 災害その他の場合に自衛隊の出動を要請いたしますのは、自衛隊法にありますが、府県知事以外にはございせん。

○門司委員 府県知事以外にはないという事、これは昔から大體常識的にそういうことが考えられておる。それから現行警察法にも、やはり一府県でそういうことが行われた場合には知事がやるということに大體なつておりますが、問題になつて参りますのは騒乱の内容、それからその範圍、その規模といふようなものについて、これは事實上そういうものが起るのであるから、そういうやかましいことは言わなくてもおのずから明確になつて来るのだといへばそれまでであります。しかしその間における内容の調査というやうなものは一体だれが行うのか、その

の点をもう一度ここで聞いておきたいと思ひます。

○齋藤(男)政府委員 自衛隊出動に至るまでの事態の調査は、どちらがやるかといふことでございしますが、これは通常警察の活動といたしまして警察が当然やる事柄でございします。しかし自衛隊の方も警察と緊密に連絡をしながら、そういう情勢になりました場合に、事態の判断をなさるであらう、かように考えるのであります。自衛隊が出動いたします場合には、現実にはある種の事態が表面に現れて、そしてこの事態の收拾について、自衛隊がはたしてみずから出なければならぬかどうかという判断は、自衛隊自身においてもできるはずでございしますが、しかしそれは事實上警察と緊密に連絡をとりまして、こういう事態だから事實上自衛隊に出てもらつた方がよいのではないのかといふことを申します。自衛隊の方も、こういう事態なら自分の方が出た方がよいのではないかと思ふという事実上の連絡は、当然あるべきことだと考えるのでございします。

○門司委員 それからその次に聞いておきたいと思ひますことは、これはあまり聞かれておりませんのでこの機会に聞いておきたいと思ひます。二項の十一でありますが、「警察職員の任用、勤務及び活動の基準に關する」といふことになつております。それで問題になりますのは、法律にもおそれなく書いてあると思ひますが、任用について数その他は大體政令で一應定められているやうなことになるかと思ふ。そこで府県の自治警察とは言つておりますが、實際の数その他は、やはり政令で定められておる

といふことになつておる。条例でこれをきめようとしたとしても、条例だけでは警察官の数はきめるわけには行かない。いわゆる政令の範圍においてはこれをきめなければならぬ。現行警察法において、最初はそういうやうな規定を設けておりました。そして大都市は人口何人について何人、中都市はどういうことといふことに非常に限定したしておりましたが、これはあまりよくないといふことで、今日では地方の自治体にはほゞ任意にこれがまかされております。そうやうな制限をしていないやうであります。ところが今度の警察法においては、「警察職員の任用、勤務及び活動の基準に關すること」といふ項に該當するのではないかと思ひますが、ずつとおしまいの方には、職員の数その他については政令で一應これを定めるといふことになつておりました。府県の条例では簡単にできないやうに私は考えるのであります。が、「任用」についてはそういう人員その他でも含むのか。あるいは任用についての資格条件あるいは試験をする場合の条件といふやうな点だけがここで考えられるのか、その点をもう少し明確にしておいていただきたいと思ひます。

○齋藤(男)政府委員 この任用の基準といふ中には定員は入つておりません。任用する場合の資格、そういうものでもございまして、定員は五十六条において初めて政令で定めた基準に従つて条例で定めなければならぬといふことになつておるわけでありまして、二項の十号の裝備に關することであり

ますが、この「警察裝備に關すること」は、非常に簡單なように聞えて参りますが、實際はその警察の所在地域的影響がかなり大きくあるものでありまして、ごく一般的な警察の裝備と、都心の警察の裝備はおのずから違つて来なければならぬ。必ずしも一律一体には行かないと思ひます。これらの問題については、基準だけを示されたとあつた場合に譲られるつもりであるが、この場合は單なる警察の裝備に關する基準だけを示されんとするものであるか、その点を聞いておきたいと思ひます。

○齋藤(男)政府委員 裝備に關することの中には、国が直接支給する裝備もございします。またた基準を示して府県でそれに従つてやつて行くというものもあるでございします。たとえば拳銃でありますとか、あるいは鑑識用の自動車であるとか、そういうやうなものは国で直接きめ、国の費用で配付するわけでありまして、府県でまかない得るやうな簡單な裝備がもしあるといひますれば、必要に応じて基準はきめられるわけでありまして、ただいまおつしやいますように、大都市といふのか、ものによつては非常に違ひますから、それらの点は伸縮を十分持つて行かなければならぬと思ひます。

○門司委員 それは政令か何かできめられる予定でございしますが、ただ単に政令で、府県の條例で定めることができるといふやうになつておりますか。

○齋藤(男)政府委員 これは国で定めなかつた府県に自由でできるわけでありまして、何も書いてない

ことは全部自由にできるわけでありま
す。

○門司委員 そうするとちよつと納得
が行きかねるのです。書いてない範圍
は府県で自由に裝備ができるというこ
とになつて参りますと、これはここで
申し上げることはどうかと思ひます
が、先日來い／＼問題になつており
ます。寄附の問題は必ずここに出て來
ると思ふのであります。少くとも今日
警察の寄附行為というやうなものにつ
いて十分に政府が監督しようとするな
らば、やはりこの裝備に関する問題に
ついては、政令か何かで大体おきめに
なつて、そうしてそれ以上のことにつ
いてはあまりやらぬようにすることが
いいのぢやないか。ここでこの寄附行
為その他を制限するより方法はないん
ぢやないかと実は考えるわけでありま
す。従つてさつきから政令か何かでき
めたいという意見を私は申し上げて
おるのであります。そういうこと
についてのお考えはございせんか。

○齋藤(昇)政府委員 御意見まことに
ごもつともたと存じますから、できる
だけさういいたしまして、寄附等を
誘発させないようになつたといふ存じ
ます。

○門司委員 それからその次は六条で
ありますが、六条については大体さつ
きの四条のところでこれを一緒にまと
めてかなり質問をいたしましたので多
くを申し上げませんが、これは非常に
こまかいことであつてどうでもいいよ
うなことでもございしますが、警察法の中
には現行法にもやはり委員長に故障の
あつた場合という文字を使つておりま
す。それからこの法律にもやはり「故
障」という文字を使つておる。しかし

これを私どもは日本人の觀念から申し
上げますと、故障という言葉は人に
對する言葉ではないやうな気がする。

これは現行法を書きましますときに、ア
メリカから参つたその原文が、これは
英語で言へばどつちも同じやうに、解
釈がされておるものだから、つい故
障という文字を使つたのでありまし
て、あの原文をさつきも齋藤さんのお
話のやうに直すことができなかったも
のでありますから、結局故障という文
字を使つたのであります。従つてやは
りこの新しい日本の立場からこの法律
を書きかえる場合には、やはりこれは
日本人の考え方によつて、私は事故とい
うやうな文字を使つた方がわかりい
いのではないか。何か故障という言葉
は、日本人の通念からいふと機械か何
かのやうなものであつて、人間にはあ
つてはならぬやうにわれ／＼気がするの
であります。これは非常にこまかい
ことでありますが、しかし現行法にも
こう書いてあるからこう書いたと言わ
れれば、それまでであります。現行
法はやはりアメリカから持つて來た法
律であつて、いろ／＼かえてはならな
いといふことになつておつたから、つ
い釈釈が両方にできるようになつてお
りますから、あのままに押し切られた
のであります。これは私はおかえに
なつた方がいいのではないかとこのよ
うに考えるのであります。この点も
し御答弁がございすれば答弁をして
いただきたいと思います。

○齋藤(昇)政府委員 私もこの故障と
いうのはちよつとおかしいのぢやない
かといふことを法案審査の際に話した
こともあるのですが、調べてみますと
と、他の法令にも最近多々あります

し、法制局も最近はこの方をよく使つ
ておるといふことでありましたので、
これに従つたのであります。

○門司委員 それからその次の七条に
ついて一応聞いておきたいと思ひます
が、この七条には先ほどもちよつとお
聞きをしたしましたやうに、この法律
で定めるものであります。それから
他に教育委員会その他について制
限をいたしておりますので、必ずしも
警察法でこの職業の前歴のある人を委
員にしないという制限をしたというこ
とが悪いといふことは、一応現行法で
は、むしろ現在の状態では成り立たぬ
といふやうな意見もないわけではござ
いせんが、やはりこれはさつきも申
し上げましたやうに、憲法の十四條か
ら見ますと、このすべてが平等であ
つて、そうして職業の選択の自由を許
してゐるといふやうな建前からいへ
ば、私は必ずしもさういふ大きな制限
をすることが一体いいか悪いかといふ
ことに、多少疑問を持つております。

○齋藤(昇)政府委員 そもそもこの公
安委員会制度と申しますのは、一つは
警察が官僚化しないやうに、警察が一
般国民の良識をもつて運営されるよ
うな保障だ、かように考へておる
のであります。従いまして現行法にお
きましては、この改正法案におきま
すよりも、もつときびしい制限をし
ておるのであります。政府といたしま
しては、やはりこの公安委員会の良識
をもつて警察を運営するといふ考へ方
は、きわめて民主的警察にふさわしい
考へ方でありまうので、この考へ方は
どうしても踏襲をいたして参りたい。
そこで警察の官僚化あるいは警察の権
力化と申しますのは、一般の官僚とい
うよりは、やはり警察官僚化をする
といふことが最もいけないのでありま
うから、従つて警察または檢察の職務
を行つた前歴者といふものだけを制限
すれば、警察の官僚化の防止に役立つ
だらう、かように考へまして制限をこ
の範圍にとどめた次第であります。

○門司委員 これは前の大員には制限
をしない、こだけ制限するといふ
ことはつじつまが合わないやうな気が
する。今のやうな考へで制限すること
がいいといふことは、われ／＼もそれ
でいいと考へておりますが、しかしそ
うだとすると、やはり私は大臣にも制
限をすべきではないかといふやうに考
えております。

その次に聞いておきたいと思ひます
ことは、第一一条であります。委員
会の招集と申します。これは公安委
員長がやる。第二項には可否同数の場
合の議決権が書いてある。さらに第三
項は代理委員長は定足数について委員
として計算をするといふことが書いて
ございまして、この代理委員長は授

票權と議決權を持つやうに、われ／＼
は解釈できるのでございしますが、その
通りでございせんか。

○齋藤(昇)政府委員 代理委員長は一
票持つことに相なります。御意見の通
りです。

○門司委員 これは二票持つことがで
きる規定が実はないわけではありませ
ん、現在でも私はあると思ひますが、
例の健康保險組合の委員長といふ
理事長といふか、あれは大体こ
ういふ形を持つておると思ひます。互
選の委員長でありまう關係から、さう
いふものを持つてゐると思ひますが、
ただわれ／＼が危惧いたしますのは、
法の全体からいつて、委員長の出席し
た場合は、委員長には表決權を与えて
おらない。そうして議決權だけ与えて
おる。それから代理の委員長ができた
場合には、表決權とさらに議決權を
与えておる。五人の委員が全部出席
して参りますと、これは委員は四人
になりますから、勢い同数になるとい
う危険性が生れて來る。その場合には
やはり私はこの法の建前からいへば、
代理委員長は議決權だけいいのでは
ないかといふやうに考へられるのであ
ります。この場合だけ表決權と議決權
を持つておるといふことになれば、こ
れはこの法律の建前の上からいつてお
かしいものができやしないかというよ
うに考へられる。従つてほかに前例が
あるといへば、先ほど申し上げました
やうなものがあるにはあるのでありま
すが、しかしこれは実際の面からいへ
ばおかしいのであつて、従つて委員長
の属しておる方が可否同数の場合に必
ず勝つ。二票持つておりますので、可否
同数でなくとも必ず勝つ、こつういふ運

營の仕方はどうかと実は考えるのでありますが、この点についても少しお考えがあるなら聞かせていただきたい。

○齋藤(昇)政府委員 代理委員長になつた場合に一般の議決権をなくして、可否回数の場合だけ採決権を持たした方がよいのではないかと御意見だと存じますが、それも一方法であらうと存じます。ただいま御意見にもありましたように、他に例のあることでもございまして、政府といたしましては原案の方がよくはないでしょうか、かように考えておるのでござい

す。

○門司委員 これは議論になりますから私はそれ以上は申し上げませんが、その次に問題になつて参りますのは、前段の十一條の一項であります。これは「国家公安委員会は、委員長が招集する。国家公安委員会は、委員長及び三人以上の委員の出席がなければ会議を開き、議決をすることができない。この旨を記してあります。この一項と三項との関係であります。委員長代理の場合には、これを委員にして勘定をいたしますので、従つて委員長を除きますと、委員は二人でも会議が開けるように解釈ができるのであります。それでもよろしうございませうか。

○齋藤(昇)政府委員 委員長に故障がありまゝの場合には、委員長代理者と、それからもうでない平の委員二人、これで会議が開けるわけでありま

す。

○門司委員 そうなると、これはずいぶん妙な規定でありまして、委員長がおる場合には、三人必ず出て来なければならぬ。委員長がいなない場合は、委員長代理を入れて三人でいいよう

あります。しかし少くとも委員長の資格を持つておられます以上は、あと二人来ればそれでいいのだというこの兼合いは、少しおかしいのじやないかと思ふのですが、そういう感じがいたしませんか。そうすると、どうしても委員長のいる場合は委員長を入れて四人で会議を開く、委員長がいなければ三人でも会議が開ける、こういうことになつておきます。私はこの点はちよつとおかしいと思ふのですが、それでよろしうございませうか。

○齋藤(昇)政府委員 公安委員が五人でございまして、少くともその五人の公安委員のうちで、三人おられなければ会議が開けないというのを建前にいたしまして、その上に委員長がおられるときには、委員長が会議を主宰する。委員長が故障の場合には、三人のうちから代理委員長になられた人が会議を主宰すればよろしい。従つて実質上三人委員がおられればよろしいということに重きを置いておる次第でございませう。

○門司委員 どうも私はその点、委員会の構成上はなほ疑問が残るのであります。これは非常に善意に解釈すれば、あるいはこれでいいかとも思われ

る節がないわけではありませう。しかし構成上から言いますと、委員長のいる場合は、少くともこの公安委員会の委員長はメンバーであることに間違

行くと、私はかなり大きな疑問がありはしないかと思ひますが、これがいいか悪いかということについては、きようはこれ以上私は質問はいたしません。

それでは次に聞いておきたいと思ひます。十四條の規定であります。十四條には、「この法律に定めるものの外、国家公安委員会の運営に必要事項は、国家公安委員会が定める。この旨を記してあります。そこで問題になりますのは、国家公安委員会に委任をいたすことにはなつてお

るものであります。委任をいたしておるものが、出て参りました運営に關して必要な事項については、これは委員会の規則と解釈すべきであるか、あるいは法律で定めるもののほかと書いてあります以上は、これは普通の場合は命令のようなものと解釈していいのか、この点をひとつ伺つておきたいと思ひ

ます。

○柴田(達)政府委員 重要な事項については、その前の十二條にございませう。国家公安委員会の制定権が認められておりますので、公安委員会規則によつて定めることができます。公安委員会規則によらなくて、公安委員会が内規的に定めることもでき

る、かように考えております。

○門司委員 この規定については、今お述べになりましたように、十二條に大体書いてあるものであります。これ以上十四條で公安委員会の運営に關する必要な事項というものは、運営という文字を使つてあります。これは實際は運営管理であるのか、あるいは何であるのか、この法律ではこの面が

つぎりいたしておりませんから、われわれにはわからぬのであります。ここに私はかなりの幅があるように考えられるのであります。それは今の十二條との関連性がどうもはつきりして

りません。国家公安委員会の運営に關する問題については、大体十二條で私は事は足りておるのじやないかというように実は考えるのであります。この規定だけはいらぬのじやないか。もしそういう規定があると、往々にして公安委員会の運営に關して必要な事項であるが、しかしそれは単に公安委員会の運営の事項でなくして、出過ぎたものになりはしないかというやうな気がするのであります。従つてこれは十二條限りで大体いいのじやないかというやうな考え方から、私は今質問を申し上げておるのであります。従つてもしこれのお考えになつておる事例等がございませうならば、この際ひとつ示していただきたい。

○齋藤(昇)政府委員 十四條は、公安委員会の会議規則、そういうものでございませう。先ほどからお述べがござい

ましたように、委員の中から会議を開いてほしいという要求があつたら開かなければならぬとか、あるいは先ほど議題にする者はだれかとおつしやいまして、これは原則としては委員長であ

りますが、これは原則としてを議題に供してくれというものであれば、委員長は議題に供しなければならぬとか、そういうやうに会議の事柄について書いてない事柄については、すべて公安委員会でもきめることができる、こ

ういうことになつております。

○門司委員 だから私が聞いておりますのは、十二條で大体事は足りておる

のじやないか。十二條で公安委員会規則を制定することができ、こゝに書いてありますが、運営という文字を使つてことさらに書かなくとも、すべて規則の中に入るのじやないか、こゝに

わけでありますから、規則であれば、一応話はわかる。どの範囲のものである、どのくらいのものであるかということがわかります。公安委員会の運営に關しては別に規定することができると書いてありますから、この規則と運営の範囲というものは、われわれにはつきりわからぬのであります。その点をもしわかるならば、これ／＼こ

ういうことを大体考えておるといふやうにお示しを願えればけっこうだと思ひます。

○柴田(達)政府委員 先ほど長官からお答えがございましたように、現在国家公安委員会運営規則というものがございまして、先ほど来お話がござい

ましたように、毎週一回どういふ場合に開くとか、あるいは臨時の会議をどうするとか、委員や事務局からの要求によつて開くとか、こゝにいつた事例、それから議事の實際の運営の方法とか、非常の場合はどうするとかいふやうな事柄が書いてございませう。こ

ういふやうな事柄について、国家公安委員会運営規則というものが当然制定せられる。なおそのほか、先ほど門司さんからお話がございましたやうな故障といつた場合がどういふ場合かと

いうやうなことに關して、委員会自身が自主的にきめるというやうなことがありませう。きめませうし、また議決の細目的な方法、あるいは委員会の意思を外部に発表する場合にどういふ方法によつてやるか、つまりこの法律に

定めるものほかでございまして、この法律の基本的なものは今の十一号を中心に書いてあります。これ以外の細目的な公安委員会のやり方といったようなものについて、自主的に制定をすることができ、こういう範圍におきましてごまかいことをきめることにならぬかと思ひます。

○北山委員 ちよつと疑問がありますので、確かめておきたいと思ひます。国家公安委員会の権限に属する事務に關する委任の規則をつくることのできるというところが、第十二条のわけですが、国家行政組織法の第十二条、第十三条、第十四条に、外局の長のいろいろな命令なり、あるいは訓令、あるいは通達、あるいは告示という様な事項がございしますが、これはやはり国家公安委員会にも適用されるわけでございますか。たとえば国家行政組織法第十三条「各外局の長は、別に法律で定めるところにより、政令及び前条第一項に規定する命令以外の規則その他の特別の命令を自ら発することができ」とか、あるいは第十四条の「各大臣及び各外局の長は、その機關の所掌事務について、告示を必要とする場合において、告示を発することができ」

は、第二項が「各大臣及び各外局の長は、その機關の所掌事務について、国家公務員法及びこれに基く規則の規定に従ひ、命令又は示達するため、所掌の諸機關及び職員に対し、訓令又は通達を発することができ」特に第十四条の告示あるいは訓令、通達というものを国家公安委員長は発することができ。その分については警察法には書いてないのだ、国家行政組織法の方でそういうことができるのだと解釈して

いいわけですか。○柴田(連)政府委員 ただいまお尋ねの国家行政組織法の第十三条と第十四条の關係でございしますが、この国家行政組織法上の国家公安委員会は総理府の外局でございまして、第十三条の別に法律で定めるところにより、規則その他の命令を発することができるといふ別の法律が、警察法案の第十二条でございまして、法令の特別の委任に基いて、その権限に属する分についてだけ国家公安委員会の制定権を認める。別に法律で定めるところのいかによつてその制定権の幅がきまるわけでありまして、それから第十四条の方の告示をしましたり、訓令、通達を発することは、国家公安委員会は外局として当然できるわけでありまして。

○北山委員 第十二条の第二項はどうですか。○柴田(連)政府委員 第十二条の二項の「それぞれ主任の各大臣に対し、案を求めて、前項の命令を発すること」を求めるところがございまして、当然これも適用があるわけでございます。主任の大臣である総理府の長である内閣総理大臣に対して、それを求める、依頼をすることができわけでございます。

○北山委員 これはもちろん第一項の主任の大臣の行政事務についてですから、この際は内閣総理大臣の所轄というところから、いわゆる所轄の権限の範圍内におけるものについて、今のやうな命令を発することを求めることができるという意味で、一般の警察のその他の部分については、主任大臣が権限のない事項についてはもちろんで

ないというふうに解してさしつかえありませんか。○柴田(連)政府委員 御意見の通りでございます。

○瀧尾委員長代理 それでは次に第三章をお願ひいたします。

○門司委員 今日改進黨の諸君もありませんし、第二章について改進黨の意見はほとんど聞かれておりません。従つてこれ以上議事を進めることは困難であると思ひますから、本日はこの程度で打切つてもらいたいと思ひます。

○瀧尾委員長代理 御無理もないことだと思ひますが、改進黨の諸君は、本案に關する党内の御相談のために退席いたしましたので、質疑は留保したい旨の申入れが委員長にあつたさうです。委員長はこれを了承されたさうですから、その辺の御懸念はなく御審議願ひたいと思ひます。

それでは第三章に移ります。北山君。○北山委員 三章ではなくて二章にまだあるのですが……。○瀧尾委員長代理 残りはおとにひとつお願いいたします。第三章をお願いいたします。

○北山委員 それでは二章の方は保留をしておきます。

この警察法第十五条に「国家公安委員会に、警察庁を置く」と書いてあるわけですが、この警察庁については、この性格について非常な疑問があるわけなんです。この前の委員会では質疑では、これは国家行政組織法上はいわゆる庁ではない、庁という名前前はつけておられるけれども庁ではないのだ。また国家公安委員会の事務部局で

もあるが、しかし同時に付屬機關でもあるというように、警察庁の性格というものが非常にあいまいであるわけなんです。この点については法制上非常に疑義があるというので、この前法制局長官の出席を求めたのでありますが、遂に質疑に至らなかつたわけで、その疑問が残つておるわけでありまして、まずお聞きしたいのは、この警察庁というのは国家行政組織法上のいわゆる第三

条の庁ではない、どちらかといえば、国家公安委員会の附屬機關であるというやうなことでありますが、これがさうであつた場合には、第三節のところにあつた付屬機關というものを持つておるのです。それでこの附屬機關がまた附屬機關をもつておる。こういうことは一体適當であるかどうか、まずこの点についてお答えを願ひたい。

○柴田(連)政府委員 お話の通り、この前もお答えを申し上げたと思ひますが、警察庁は大体総理府の外局であるが、国家公安委員会に付屬する機關でありまして、国家行政組織法の第八条におきますところの「その他の機關」ということになつておるわけでありまして、その警察庁にさらに附屬機關があるのではないかと、附屬機關の附屬機關というものがあつていいのかというお話でございしますが、これは外局の外局とか、あるいは附屬機關の附屬機關という例もあるようでございます。第八

条の場合——別に附屬機關という言葉が第八條の中にあるわけではございませんが、これを普通第八條の機關と申しておりますが、その公安委員会の外局ではございせん、附屬の機關だ、こういうふうに御説明いたしましたもので

ありまして、その警察庁にさらに附屬機關があるというところは、法制上あえて支障はないように考へております。

○北山委員 まあ支障がないというお話でございしますが、これは国家行政組織法の第二条の「国家行政組織は、内閣の統轄の下に、明確な範圍の所掌事務と権限を有する行政機關の全体によつて、系統的に構成されなければならぬ」といふ、全体としての構成について系統的に、はつきりした構成を持たなければならぬというやうな原則にも反する異例な形であらうと思ひます。そこで庁という名前をつけておるのですが、しかし實際行政組織法上の庁ではないというのでありますから、従つて国家行政組織法の中に書いてある庁というものの部分はすべて適用がない。その他たとえば第十

条に、「各大臣、各委員会の委員長及び各庁の長官は、その機關の事務を統轄し、職員の服務について、これを統督する」とか、そういうふうな庁という名前は使つておられますが、そういうものはすべてこの警察庁には適用がないのだ、これは独自の存在である、かように考へてよろしうございませうか。

○柴田(連)政府委員 国家行政組織法の第三条におきますところの庁ではお話の通りございせん。従ひまして、この警察庁の場合には、警察庁長官の仕事の内容、権限をあらためて書いてあるわけでございますが、この第十條の「各庁の長官は」といふのが、ただちに警察庁に当てはまるものとは考へておりません。

○北山委員 この前の御説明で、この警察庁というのは国家公安委員会に付

属するものではないか、附屬機關の附屬機關というものがあつていいのかというお話でございしますが、これは外局の外局とか、あるいは附屬機關の附屬機關という例もあるようでございます。第八

条の場合——別に附屬機關という言葉が第八條の中にあるわけではございせんが、これを普通第八條の機關と申しておりますが、その公安委員会の外局ではございせん、附屬の機關だ、こういうふうに御説明いたしましたもので

ありまして、その警察庁にさらに附屬機關があるというところは、法制上あえて支障はないように考へております。

○北山委員 まあ支障がないというお話でございしますが、これは国家行政組織法の第二条の「国家行政組織は、内閣の統轄の下に、明確な範圍の所掌事務と権限を有する行政機關の全体によつて、系統的に構成されなければならぬ」といふ、全体としての構成について系統的に、はつきりした構成を持たなければならぬというやうな原則にも反する異例な形であらうと思ひます。そこで庁という名前をつけておるのですが、しかし實際行政組織法上の庁ではないというのでありますから、従つて国家行政組織法の中に書いてある庁というものの部分はすべて適用がない。その他たとえば第十

属する機関である、しかも事務局を兼ねているというような御説明でありましたが、また同時に公安委員会とは一種独立な機関であるというような説明でもあつたのですが、どういふ点において同家公安委員会は独立をしているのであるか。これはこの法文のどこにその独立性が明らかにされているか、それを根拠に基いてはつきりとお答へ願いたい。

○柴田(達)政府委員 公安委員会に附屬する機関としてやや独立性が認められていて、單純な事務局でないということに考えておりますが、それはどこに現われておるかというお尋ねでございますが、これは第十七条に警察庁の権限というもの が明記してございまして、国家公安委員会の管理のもとにおいてではあります。第五條第二項各号に掲げる事務を警察庁は自己の権限としてつかさどるということに現われておりますし、それに相對應いたしまして、先ほど御審議願ひました国家公安委員会の五條の権限の中におきましては、「国家公安委員会は、前項の任務を遂行するため、左に掲げる事務についで、警察庁を管理する。」とありまして、公安委員会がこれ全部を自分ですみずから細目までやつてゐる。そしてそのやり方も、事務局に警察庁がなつてゐるという考え方ではなくて、第五條第三項の各号の仕事は警察庁がやはり自己の権限としてやれるのだから、しかし警察の仕事については、特に国家公安委員会というものが、普通人の役所と違つてございまして、国家公安委員会が警察庁を管理してゐる、主人公がゐるわけでありまして。その主人公のもとにおいて、その実施の仕事は

自己の権限として警察庁が行う、こういうところはその性格の一端が現われているかと思ふのであります。

○北山委員　ところがこの前、警察庁の内部部局をきめるという場合には、国家行政組織法の中の規定を引用せられまして、事務局の内部部局というのは法律で定めるといふようなことがあるから、ここに法律で書いてあるのだというように説明であつたわけであ

りまして、従つてこれは本質上當然の性格として、国家公安委員会の事務局であるというような説明をなさつておるわけなんです。そうしますと、そういう意味においては一向独立しておらぬではないか。国家公安委員会の事務局であると言われるのですから、警察庁の内部機構というものはその中に各部署がきめられてありますが、それは当然事務局という意味においてきめられておるのだ、従つてその説明では独立性がないわけなんです。だからその説明と今のお話とは矛盾するわけでありますが、その点はどういうものでしょうか。

○柴田達 政府委員 逐条説明で申し上げました際に、内政部局については、部の機構についてはこの法律で定め、課等の機構につきましては政令で定めることにした、これは国家行政組織法におきましては部課の所掌事項、いろいろなものを本来法律で書くことになっておるのでということをお願いした上で、この警察庁がそれ自体事務局である、こういうふうにおとりになったのだと思うのでありますが、そのときもう少し詳細にその関係を御説明申し上げればよかつたかと思いますが、この方では逐条説明を申し上げましたと

の気持は、国家行政組織法の第七條におきまして、「委員会に事務局を置く。」そうして「前二項の規定は、事務局の内部組織に、これを準用する」ということがございまして、事務局でありますならば、その府、省、庁に都課を置くということは必ず法律によらなければならぬ、課を置く場合には政令で定めなければならないということが、委員会の事務局に準用されるわけである。この警察庁は、かゝる御臨席の

ります。この警察庁は、かねて御座ります。明申し上げますように、委員会の事務局であるような性質もあわせ持つものでございます。つまり公安委員会自体は総理府の外局でありまして、この委員会には事務局を置くということになつておりますので、警察庁が即公安委員会の事務局ではないけれども、この場合の国家行政組織法の事務局の役割はどうかと申せば、やはり警察庁があわせて行つ、こういう性格を持つておりますので、その法の精神に従ひまして、委員会の事務局のような役割もするのみならず、その上さらに独立した権限も行うわけでございますから、

[illegible]

わけてはありませんが、国家公安委員会の事務局的な性格を持つておるといふことは御説明になつたわけです。従つてこれは純粹の第八條の付屬機関であるというならば、それは独立な性格を強く持つということも言えると思ひますが、一方においては付屬機關の性格を持ち、一方においては事務局の性格も持つておるといふのでありますから、むしろ独立性というよりも、上

程良彦、尾山、佐々木、松村、山本、北村、
かもそれは各部課の全範圍についてであ
るということになりますと、強くこゝ
れが独立的な機構であるというようにな
御説明はどうもはつきりしないのでい
ないか。なるほど、管理のもとにとい
うことも、第十七条に国家公安委員会
の管理のもとに警察庁はあるという説
明もありますけれども、しかしその管
理というの、その範圍は内部的な
コントロールであるにしても、やはり警
彈監督権を含んでおるといふことは前
の御説明であつたわけでありまして、
その範圍というものがその管理のもと
にということでは何ら独立性をそこに

示してあるものでない。かたがし、
 どうも、その法文の上では独立性と
 うことは説明してございますが、は
 きりしないのではないか。どこに一
 人、独立した性格があるのであるか。そ
 うをもう少しはつきりしていただき
 たい。

○柴田(達)政府委員 まつたく独立
 機関であるというふうには考えて
 いませんで、国家公安委員会のもと
 置かれるところの機関であり、十五
 におきましても「国家公安委員会に
 警察庁を置く。」ということがありま
 しょうから、国家公安委員会に対して従属

のある機関であるということとは間違いないことであると思います。そうしてその仕事をすることについても、公安委員会の管理のもとに仕事をするわけであり、これはお話の通りです。しかしながらその権限は、国家公安委員会が全部仕事をすることに対して、ただそれの手足になつて事務局の役割を果すものではなくて、警察庁というものは、第十七条によりまして、第五十二条の事柄につき自己の権限としてすべ

て実施するわけでありませう。もちろん警察庁の長官は、国家公安委員会の方から指揮監督を受けるわけでありませう。その指揮監督なりその方針に従ひまして、その管理のもとに、その実施については、やはり自己の責任において、自己判断に基いてその事務を実施する、その限りにおいては独立性がある、独立性のあるところの付属機関であつて、単なる事務局ではない、こういうふうに考えておるのでございませう。

○北山委員　その独立性というのは、第十六条の警察庁の長官は、都道府県警察を指揮監督する、しかし国家公安

委員会は直接には地方の都道府県警察を指揮監督する権限がない、間接にこの警察庁を通じてやれるという点にむしろあるのじやないか、この法文の上ではそう思うのです。そこで第十六条第二項の「都道府県警察を指揮監督する」というのは、これは都道府県の公安委員会を通じてという御説明があつたわけでありまして、その際の都道府県警察は、都道府県の公安委員会を含むものである、公安委員会を通じてであるというようなお話でございましたが、そうしますと、実際の指揮監督の

系統は、警察庁長官から都道府県公安委員会に対して命令なり何なりされるということに了解してよろしゅうございますか。

○柴田(達)政府委員 お話の通りであります。

○北山委員 そうすると、この警察庁長官の所掌事務に關係のある、その権限内の關係のある事件については都道府県公安委員会に指令が出て行き、都道府県の警察本部長には出ないのだ、こういうふうになる点が明らかになつたのです。その都道府県の公安委員会というものは、自治体である府県の機関であります。従つて、もしもその指揮監督に従わなかつた場合は一体どういふことになるのか。都道府県公安委員会が警察庁長官の指揮監督に従わない場合、その公安委員会は、一体府県に対して責任を負うのであるか、あるいは國家公安委員会なりそういう國の方に對して責任を負うものであるか、それを答へ願ひたい。

○柴田(達)政府委員 府県の公安委員会が警察庁長官の指揮監督にどうしても服さなかつた場合どういふ手段があるかというお尋ねであつたかと思ひますが、これはもちろん指揮監督権があるわけでございますから、法律上の服従の義務が指揮監督に關する限りあると思ひます。しかしながら、服従の義務はありますけれども、それを守らなかつた場合に強制手段があるかといふと、強制手段はございません。従ひまして、法律上の拘束力はあるわけでございますが、強制してあくまでそれを実施せしめるといふ手段はないわけでございます。

○北山委員 そうすると、その際に、

都道府県の公安委員会は、自治体である府県の議会であるとか、そういうものからその責任を問われる場合があつても、國の方からこれを処分するといふようなことはあり得ない、それでよろしゅうございませうか。

○柴田(達)政府委員 御意見の通りになつてと思ひます。

○北山委員 あわせてお聞きしておきますが、府県知事が——この警察法できまつておるいふ／＼な仕事があるわけでありまして、その仕事を執行しなかつたような場合、これは國家行政組織法の十五條でありますか、それには該當しない、やはりその場合でも、府県という自治体の機關の長として府県知事が行ふ仕事であるからして、たとひ警察法に規定された仕事であつても、國の方から罷免するとか懲戒するとかそういうことはあり得ない、こう考へてよろしゅうございませうか。

○柴田(達)政府委員 御指摘になりました國家行政組織法の十五條の關係は、この場合適用がない、これは地方公共團體の長が國から委任を受けている仕事についてでありまして、御意見の通りであります。

○大石委員 緊急質問……。

○瀧尾委員長代理 緊急質問の御申出があります、今晩はもうしばらく一般質問をやりますので、そのあとでお願いしたいと思ひます。

○大石委員 私に許してください。

○瀧尾委員長代理 大石委員に申し上げます。まだ発言を許しておりませう。しばらくお待ち願ひたいと思ひます。

○大石委員 ちよつと、私に発言させていただきます。

○瀧尾委員長代理 しばらくお待ちを願ひます。中井委員。

○中井(徳)委員 第三章に移つて行くわけでありまして、私の質問はいつも簡単であります、今日も簡単にお尋ねをいたします。

今北山さんから御質問のありました第十六條に、警察庁長官は「都道府県警察を指揮監督する」とありますが、これは都道府県の公安委員会を指揮監督するといふふうに解釈してよいわけでありませうか。

○柴田(達)政府委員 公安委員会だけを監督するといふ意味ではないと思ひます。府県警察を指揮監督するといふのでありまして、府県警察全体を指揮監督するといふ建前でございますが、この府県の警察を全面的に管理しているのは府県公安委員会でございます。府県警察を指揮監督するにあたりましては、公安委員会に對し、これを通じて府県警察を指揮監督するといふ心持であるのであります。

○中井(徳)委員 都道府県の公安委員会を通じてやる場合には、管区警察局といふものがあります、これを經由して書類をお出しになるのかどうか。

○柴田(達)政府委員 書類に限りませぬ、第三十一條にも、管区警察局長の権限のところがございます、管区警察局長の所掌事務については、府県警察を、管区警察局長も指揮監督するようになつております。管区警察局長はその所掌事務を通じて指揮監督することが多いと思ひます。ただ管区警察局長の所掌になつておらない東京都でございますとか、あるいは北海道といふものは例外になります。

○中井(徳)委員 大体わかつて来たのであります、そういういたしますと、都道府県警察を指揮監督する場合、書類は大体管区警察本部經由する、あて名は公安委員会、こういうことになると思ひますが、それでよろしいですね。

〔発言する者あり〕

○瀧尾委員長代理 靜肅に願ひます。

○柴田(達)政府委員 お尋ねの、書類が必ず管区警察本部を經由するか——書類の經由をする場合が多かろうと思ひますが、必ずしも經由しない場合もあるかと思ひます。多くは經由すると思ひます。それから書類は必ず公安委員会へ出て出するか、こういうお尋ねでございますが、正式の書類といひましてはそういうことになると思ひます。ただすべての役所がいたしますように、補佐機關へ、こまかい事務柄について書類を出すといふことがもちろんないわけではございませんが、それらについて受けましたものも、公安委員会に對してしまして、それらの仕事について、その管理のもとに仕事を行う關係に影響を与えるものではないと思ひます。

○中井(徳)委員 その点は私は非常に重要だと思ひます。私どもが心配いたしますのは、はつきり申しませんが、警察庁長官から都道府県の警察本部長にすぐ書類が行くと、公安委員会が浮いてしまふといふふうなこと、その点をわれ／＼は非常に恐れるからお尋ね申し上げたわけでありませう。その辺のところはどうですか。必ず公安委員会に書類が行くといふことを原則にせしめられないと、自治体警察としての都道府県の警察の体系がくずれる、かように思ひますが、どうですか。

○瀧尾委員長代理 現在におきましては、都道府県の公安委員会は行政管理を持つておりません。従つて、直接府県の隊長あてに指示をするといふ場合が——行政管理の面がさうであつたわけでありまして、今度は、都道府県の公安委員会は、行政運営一切の管理をするわけでありまして、原則といたしまして、公安委員会あてに書類が渡される、かように御了解いただきたいと存じます。

○中井(徳)委員 そういふことが当然であらうと思ひますが、どうぞその原則をばつ／＼とくずさないようにお願ひをいたしておきたい、かように思ひます。

それから第二節の第十九條であります。これは私、皆さんのような警察方面に堪能な方にとつてはしろうとの意見かもしれないが、十九條に「長官官房及び左の四部を置く。」とありまして、警務部、刑事部、警備部、通信部、こつ／＼ある。内容を見ますと、警務部と刑事部といふものは相當違つておるものでありますが、國民全般の感じから見ますと、警務部といふものと警備部といふのはちつとも區別がつかぬ。大体警察庁の中へ入つて、刑事部はわかるし、通信部もわかるのであります。しか警務部と警備部は、私はしろうとではちよつとわかりにくいと思ひます。この際内容を見ますと、警務部といふのは大体各省における總務的な仕事をしておる長官官房と重複する点があるかもしれないが、むしろ警務部といふ内容に照しまして、この名前をむしろ民主的に國民にわかりやすく總務部といふふう

す。ただいま大石委員は、どなたであつて居たか、ところが自分を被告人と言われたということ、ございまして、被告人という言葉を、これは起されて初めて被告人ということになつてありますから、ただの被疑者という段階においては被告人という言は使わないのでございまして、何らの誤解に基くものじやないか、かよに私は考えております。

○大石委員　それだつたら、代議士どろぼうにおうた、どろぼうにおうた警察に訴えた、訴えたらそのどろぼうが私を告訴する、そうしたら私が被告人になる。一体そういうことで個人人權というものが認められておるかあるか。こんな腐つたような警法だつたらやめた方がよいじやありませんか。齋藤さん、どうですか。だ

がこんなものをつくつたんですか。こんなばかた法律を……。

○齋藤(男)政府委員 大石委員がどうぼうにあわれた、ところが大石委員が被疑者であると思つておる人から告訴状が出ておるといふことであるならば、それは大石委員がいわゆる告訴をされておられるのでありまして、その場合においては、警察としましては、告訴状が正しいというように認めれば、一応被疑者というように考えるかもしれませんが、その場合におきましても、これは決して被告人ではございません。

○大石委員 それから、まだ真偽のほどをたださず毎日新聞に出すといふことは——われ／＼は信用をもつて代議士に当選しておる。その人間を警察署長がみだりに新聞に発表する、これで個人の基本的人権は認めておるか、どうであるか。こういうばかた法案は、あなたもおつくりになつたのでしよう。一体齋藤さん、どうです。

○齋藤(男)政府委員 ただいまのことは、この法案あるいわ現在の警察法案とも関係がないことだと存じます。ただいまお述べになりましたような、かりにだれからか告訴をされた場合に、その内容をみだりに公表するといふことは、やはり警察といたしましては十分慎重なければならぬ事柄だと考えます。具体的に大石委員の事柄に關します問題は、どうでございましたか、これは具体問題について警視庁からお聞きをいただきたいと思ひます。私の方では十分報告も受けておりませんので、答弁をいたしかねる次第であります。

○大石委員 そこで私が特に齋藤さんにお願ひしておきたいのは、告訴をし

たら、どちらがほんとうであるかといふことをよく慎重に調査をした上で新聞に発表するなどはよろしい。けれども、どうぼうにとられた、そしてどうぼうがかえつて私を告訴して新聞に発表する。われ／＼は泣き入り、こんな不名誉を代議士は一体どうして回復するか。一警察のためにこうして新聞に発表されて、私はこの信用をいかにして回復するか。まずあなたもよくお考えくださいまして、今後誤りのないようになしたいと思ひます。ゆゑにこの警察法は、個人の権利と自由を保護も何もしておらぬ。それならこの第一章のこういうような体裁のいい言葉は消した方がよろしい。何も個人の権利と自由を保護しておらぬじやないか。この一事を見てもよくわかるであらうと思ひます。いつそこれは消したらどうですか。消してしまつた方がいいでしょう。あなたは今後警察長官として、一つのベルで三府四十二県の警察をお勤かしになる偉大なる人物になりにするのでありますから、どうぞ基本的な人権を無視しないように、ひとつ慎重な態度でお臨み願ひたいといふことを私は切に望みます。あなたの返答はいりません。

○齋藤委員長代理 本日はこの程度で散会いたします。

午後八時九分散会